



第4編

重点施策

第4編中、子ども・子育て支援法第61条に基づき、各市町村において計画策定が義務付けられている事項については、**事業計画**と表示





第4編 重点施策

1 【乳幼児期】教育・保育環境の充実

現状・課題

増大・多様化する教育・保育ニーズへの対応

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂

●増大する保育需要への対応

本市の保育所などへの入所申込者は近年急激に増加し、平成29年4月1日現在の厚生労働省の定義に基づく待機児童数は323人、希望どおり入所できなかった児童数は830人と過去最大となっています。さらに、これまで待機児童対策として開設を推進してきた地域型保育事業については、卒園後（3歳児以降）に保育所などで継続して保育できない、いわゆる3歳児の壁に直面しています。今後は、保育所整備を中心に対策を進め、増大する保育需要に応じていく必要があります。

保育需要は今後も一定増加していくものと考えていますが、就学前児童数は平成18年をピークに減少傾向にあります。そのため保育所整備を進める一方で、保育所や幼稚園のニーズなどの中長期的な将来推計を行い、施設の適正配置に関する方針などを示していくことが求められます。

●幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂

平成29年3月に幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂され、共通の「幼児期の教育・保育において育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりにまでに育ってほしい姿」が明確に位置付けられました。

これらに基づき、各園の方針や特色を大切にしながら、就学前の子供の豊かな育ちを支援していくことが求められます。

また、保育士の資質の向上を図るための研修の充実など、保育の質の維持・向上を図る必要があります。

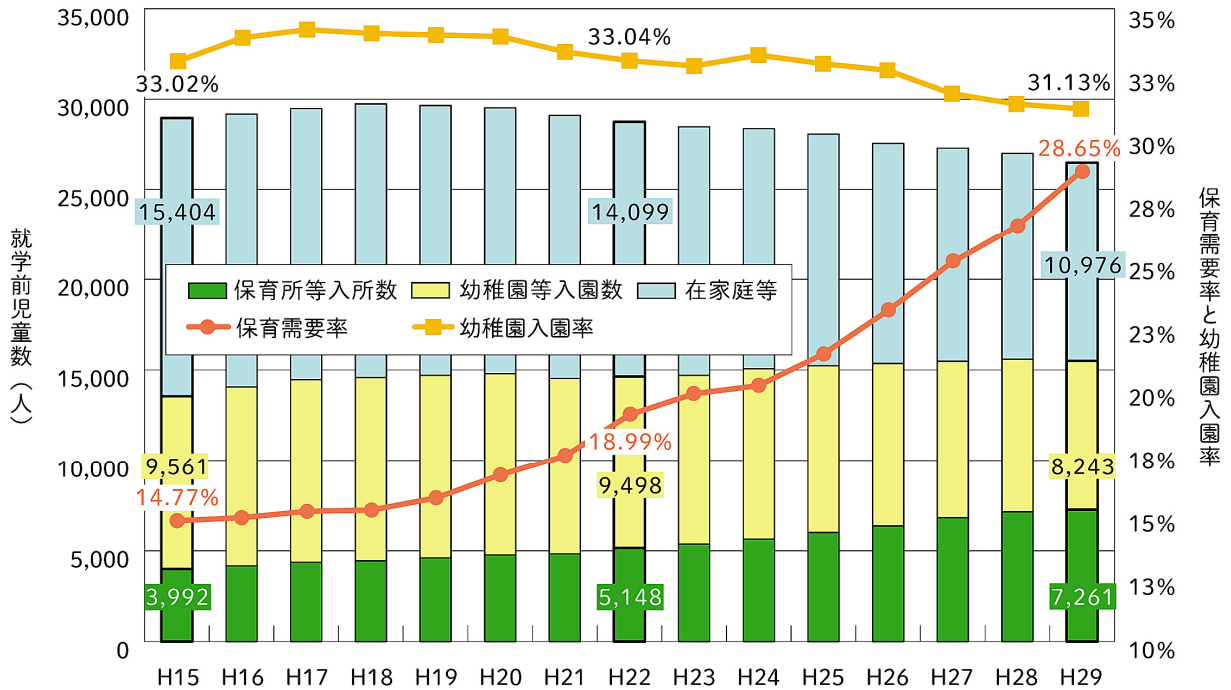
●保育サービスの充実

共働き家庭の増加、就労形態の多様化に伴い、幼稚園においても長時間保育のニーズが高くなっています。

また、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応する病児保育事業については、地域偏在の解消や平成28年度から実施している訪問型病児・病後児保育利用料金助成制度の周知を図る必要があります。



図表 4-1 保育需要率※₁及び幼稚園入園率※₂と就学前児童数の推移

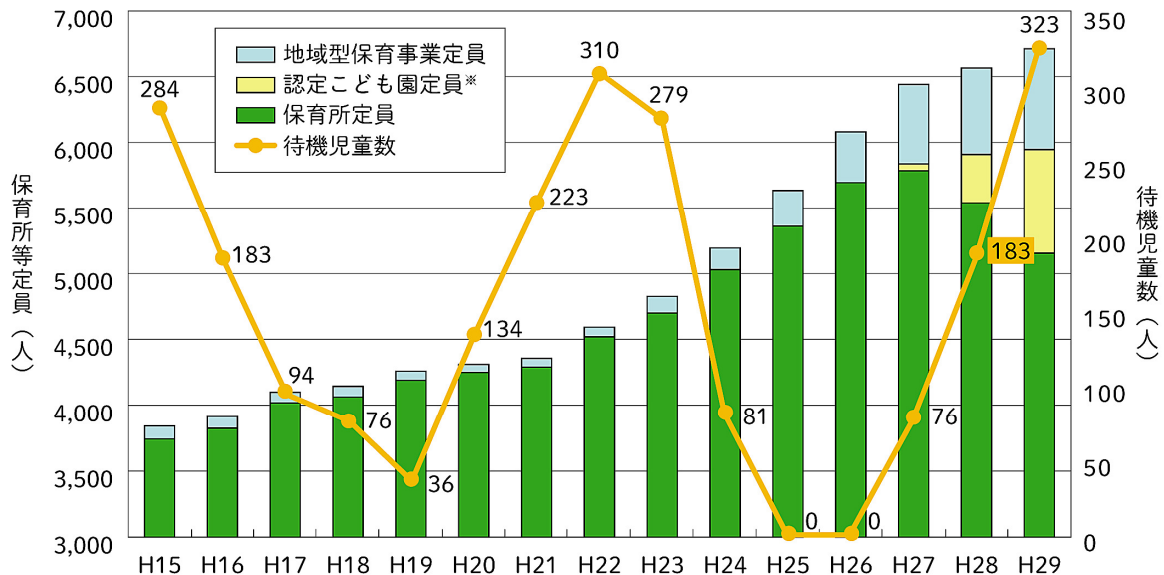


資料：保育所等入所数「こども支援局資料」（4/1 時点）、就学前児童数「教育委員会資料」（4/1 時点）、幼稚園等入園数「教育委員会資料」（5/1 時点）

※ 1 「認定こども園在籍児童数（1号認定を除く）+認可保育所、地域型保育事業の入所児童数+待機児童数」÷「就学前児童数」

※ 2 「認定こども園在籍児童数（1号認定）+幼稚園在籍児童数」÷「就学前児童数」

図表 4-2 保育所等定員と待機児童数の推移



資料：「こども支援局資料」（4/1 時点）

※ 1号認定を除く

図表 4-3 年齢別待機児童数の推移

(単位：人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
0歳児	34 (12.2%)	0	0	0	0	0	0
1歳児	104 (37.3%)	60 (74.1%)	0	0	27 (35.5%)	79 (43.2%)	97 (30.1%)
2歳児	107 (38.4%)	13 (16.0%)	0	0	21 (27.6%)	38 (20.7%)	76 (23.5%)
3歳児	34 (12.1%)	8 (9.9%)	0	0	25 (32.9%)	66 (36.1%)	125 (38.7%)
4歳児	0	0	0	0	3 (4.0%)	0	25 (7.7%)
5歳児	0	0	0	0	0	0	0
合計	279	81	0	0	76	183	323

資料：「こども支援局資料」(4/1時点)

図表 4-4 延長保育事業の実績

(単位：ひと月あたりの利用人数)

	H24	H25	H26	H27	H28
施設数	53 か所	56 か所	59 か所	94 か所	98 か所
利用定員	1,804 人	1,833 人	2,040 人	2,555 人	2,631 人
利用者数	1,186 人	1,168 人	1,410 人	1,248 人	1,570 人

資料：「こども支援局資料」

図表 4-5 病児・病後児保育事業の実績

		H24	H25	H26	H27	H28
【病児】	登録人数	352 人	483 人	446 人	482 人	557 人
	延利用人数	526 人	624 人	608 人	739 人	773 人
	稼働率※1	29.8%	35.4%	34.7%	41.7%	24.0%
【病後児】 ※2	登録人数	324 人	455 人	419 人	371 人	—
	延利用人数	202 人	151 人	164 人	75 人	—
	稼働率	34.4%	25.7%	28.1%	30.1%	—
【訪問型】 ※3	延利用者数	—	—	—	—	29 人

資料：「こども支援局資料」

※1 「延利用人数」÷「年間開所日数×定員」

※2 平成27年度で廃止

※3 平成28年度から開始

課題解決に向けた取組み

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。

次代を担う子供一人ひとりが健やかに成長していくためには、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを積み重ねていくことが必要です。

そのため、各施設において蓄積してきた実践、環境などを生かしつつ、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業が共に、乳幼児期における教育・保育の向上のための取組みを推進していきます。

成果指標	実績値 (H29)	目標値 (H36)
保育所等待機児童数	323 人	0 人

(1) 待機児童の解消に向けた取組み

① 保育所整備を中心とした対策

これまでも市有地活用や保育所運営法人が自ら土地を確保し保育所を整備する手法(持込型)により整備を進めてきましたが、今後も公園の活用、パーク&ライド方式による保育所整備、送迎保育ステーション事業の導入など、様々な手法により入所枠の拡大を図り、平成31年度までに約1,500人の入所枠拡大を図ることとしています。

待機児童の解消だけでなく、希望どおりに入所できなかった方の解消もめざし、中長期の保育所等適正配置計画を策定して計画的な入所枠の確保に努めます。

【教育・保育の量の見込み】	事業計画	平成32~36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定				
平成29年度	1号認定※1	8,243人	⇒	平成31年度	1号認定	7,715人
(実績)	2号、3号認定※2	7,261人	⇒		2号、3号認定	8,578人

※1 認定こども園(2号、3号認定を除く)、幼稚園(従来制度の幼稚園も含む)に在籍(希望)する就学前児童数

※2 保育の必要性の認定を受け、認定こども園、保育所、地域型保育事業に入所(希望)する就学前児童数

② 3歳児以降の入所対策

3歳児以降の入所対策にあたっては、保育所整備を中心に入所枠拡大を図っていきます。

また、保育所への入所が待機になった児童が、私立幼稚園に通園しながら預かり保育を利用する際に係る費用の一部を補助する協力幼稚園事業を実施しています。今後も、私立幼稚園の協力を得ながら、保護者の多様なニーズに応える体制を整備していきます。

③ 保育士確保対策

保育士確保対策として、保育士就職フェアの実施に取組む関係団体を支援するほか、保育士資格の取得助成や潜在保育士研修などへの支援に取り組んでいます。

今後は、保育士が長く仕事を続けることにつながる仕組みの構築など、さらなる保育士確保に取り組んでいきます。

④ 認定こども園の普及に係る基本的な考え方 事業計画

認定こども園は、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるという大きな特長があります。保育需要が増大する中、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進することは、低年齢児の待機児童対策及び3歳児以降の入所対策として有効であると考えています。移行にあたっては乳児の保育について、安全で良質な保育が提供されるよう支援に努めます。

本市は認定こども園の整備を推進していく考えですが、既存の幼稚園や保育所からの認定こども園への移行に関しては様々な課題を踏まえ、各施設と十分に協議の上、進めていく必要があると考えています。

(2) 質の高い教育・保育の提供

① 各園での研修の実施 事業計画

平成29年3月に幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂されたことに伴い、認定こども園、幼稚園、保育所それぞれの園では、それらに基づいて園内研究を実施するとともに、日々の保育の評価及び改善に努め、より多くの教職員が計画的に専門性の向上を図ることで、本市全体の教育・保育の質の向上に努めていきます。

また、各園での研修に加えて、幼児期から児童期の課題に即した具体的な対応や実践的な指導を深めるため、市では認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等の教職員を対象とした専門研修を実施し、施設の公私立を問わず子供の育ちを支援していきます。

② 幼児期の子供の育ちと学びの連続性と一貫性の向上 事業計画

本市では、子供たちの資質・能力を伸ばしていく教育・保育の推進を目的に、幼児期から児童期の子供の育ちと学びの連続性と一貫性を図るため、認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等（以下「幼・保・小」という。）の子供同士の交流活動や、教職員の教育・保育参観と交流会等を行う西宮市幼稚園・保育所・小学校連携推進事業「つながり」を平成16年度から実施しています。実施にあたって開催される管理職、担当者間等の諸会議や、教育・保育参観とその後の交流会を主とした教職員相互研修は、子供たちの豊かな育ちと学びに資するとともに、各地区の幼・保・小の教職員が互いの教育・保育課程や指導方法等について情報交換し、認定こども園、幼稚園、保育所から小学校等への滑らかな接続に生かされています。

幼・保・小の教職員の公私、校種種を超えた現場のOJTの一環として、今後は教職員同士の相互理解をより深めるための連携や研修のあり方を工夫し、交流だけにとどまらず、接続へとつながるカリキュラムの連続性を意識した教育・保育をめざします。

③ 地域型保育事業への支援

保育士、保健師、栄養士による施設巡回で安全性などの助言・指導を行うほか、指導監査、職員研修など事業者へのきめ細かな支援を引き続き行い、保育環境の充実につなげるよう努めていきます。

(3) 保育サービスの充実

① 利用者支援事業（特定型・子育てコンシェルジュ）の充実

市役所本庁舎1階に設置する「こども支援案内窓口」に子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育に関する相談に応じ、特に教育・保育施設、一時預かり事業など保護者のニーズに合った保育サービスの情報提供を行っています。また、行政窓口という場所を生かし、他課との連携の中で子育て家庭のニーズに応じた地域の資源につないでいます。今後は、専門性を生かし、子育てひろばなどでの出前相談を行うなど、地域の身近な場所でも相談できるよう取組みを進めます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成32～36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定
平成29年度（実績） 1か所 ⇒ 平成31年度 1か所

② 延長保育事業

今後新たに開設する園も含め、引き続き全ての保育所で実施していくほか、認定こども園、地域型保育事業においても実施することで利用者の選択の幅を広げ、多様なニーズに対応していきます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成32～36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定
ひと月あたりの延べ利用人数 平成28年度（実績）1,570人 ⇒ 平成31年度 2,190人

③ 施設型病児保育、訪問型病児・病後児保育利用料金助成

施設型病児保育については、市南部地域で2か所、北部地域で1か所を開設し、地域偏在の解消に向けた取組みを進めています。今後、稼働率の向上に向け、周知を図るなどの取組みが重要となります。平成28年度から実施している訪問型病児・病後児保育利用料金助成制度の普及と併せ、安心して子育てができる環境を整備していきます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成32～36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定
年間延べ利用人数 平成28年度（実績） 802人 ⇒ 平成31年度 1,102人

④ 幼稚園の預かり保育事業

全ての私立幼稚園で在園児を対象に保護者のリフレッシュや学校行事への参加などによる一時的な利用から、就労などによる継続的な利用など様々なニーズに応える預かり保育事業を実施しています。各園の利用実態を踏まえ、預かり時間の延長や夏休みなどの長期休園期間に対応する園の拡大に向けて働きかけていきます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成32～36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定
年間延べ利用人数 平成28年度（推計） 213,891人 ⇒ 平成31年度 345,628人



現状・課題

全ての子供が安全・安心に過ごせる放課後の居場所の充実 増大する留守家庭児童育成センターの需要への対応

●子供の育ちと遊びに関する現状

子供は遊びによって楽しみながら世界を広げ、挑戦と成功によってバランス良く心身の能力を発達させていくとともに、友達とのルールを守り、コミュニケーションをとりあいながら協調性や社会性を養っていきます。近年、スマートフォンや携帯用ゲーム機の普及等により室内遊びや一人で気軽に楽しめる遊びが増えたほか、都市化によって、かつて子供の遊び場であった空き地等の減少や公園でのボール遊びが制限されることなどから遊びの内容は変容してきました。子供の健やかな成長と発達を促すための遊びの機会と場所を提供することなどを目的に、市ではいくつかの放課後施策を実施しています。

●保護者が求める子供の居場所

共働き家庭の増加、子供が巻き込まれる犯罪報道や危険情報の配信の増加による保護者の不安意識の高まりなどから、安全・安心な居場所づくりが求められています。本市のアンケート結果においても、子育て支援でもっと力を入れてほしいこととして「子供が安心して遊べる場所づくり」が最も高い結果となっています（p. 18 参照）。

●全ての子供を対象とした放課後施策の状況

安全・安心な居場所づくりとして、学校や公民館等を活用した子供の居場所づくり事業や児童館に加え、地域団体に委託して実施している放課後子供教室事業があります。それぞれの事業において実施場所や活動回数などの地域差がありますが、限られた財源や人材確保の面などから、全ての校区に同じ枠組みで拡充していくことは難しい状況にあります。

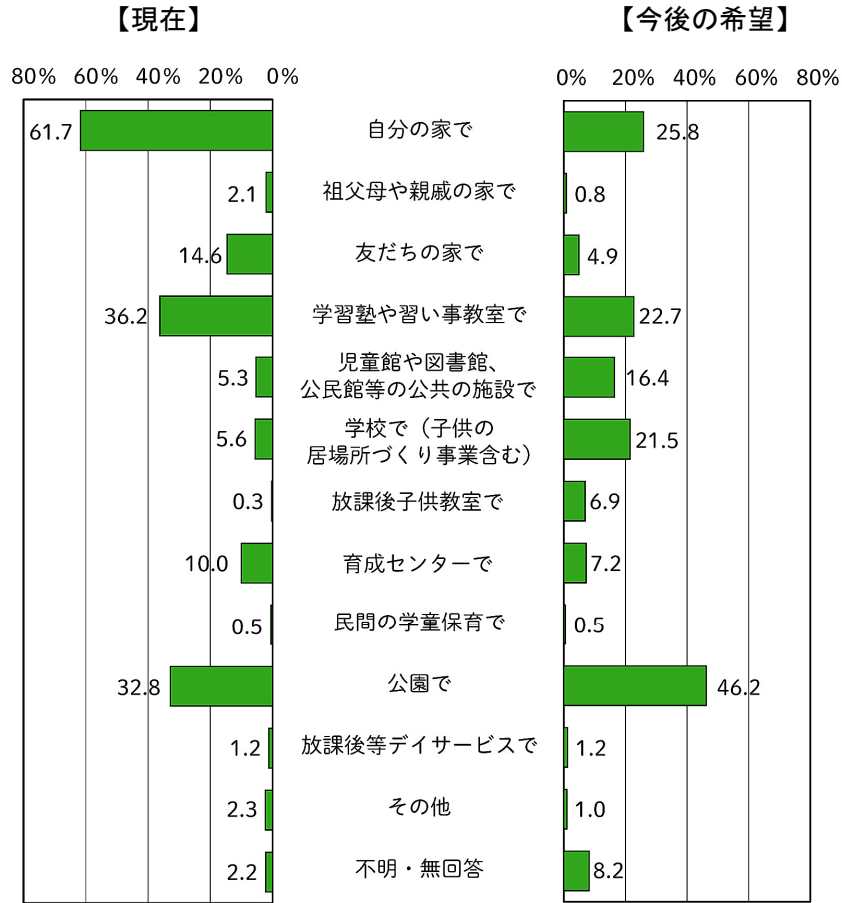
そのため、様々な事業との連携を図ることで、総合的な放課後施策を検討していく必要があります。

●共働き家庭などを対象とした放課後施策の状況

本市では、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象とした留守家庭児童育成センター（以下「育成センター」という。）を全ての小学校区に設置していますが、共働き家庭の増加に伴う保育需要への対応に加え、平成 24 年の児童福祉法の改正により対象が概ね 10 歳未満の児童から小学 6 年生までに引き上げられたことに伴う高学年の受入などが課題となっています。

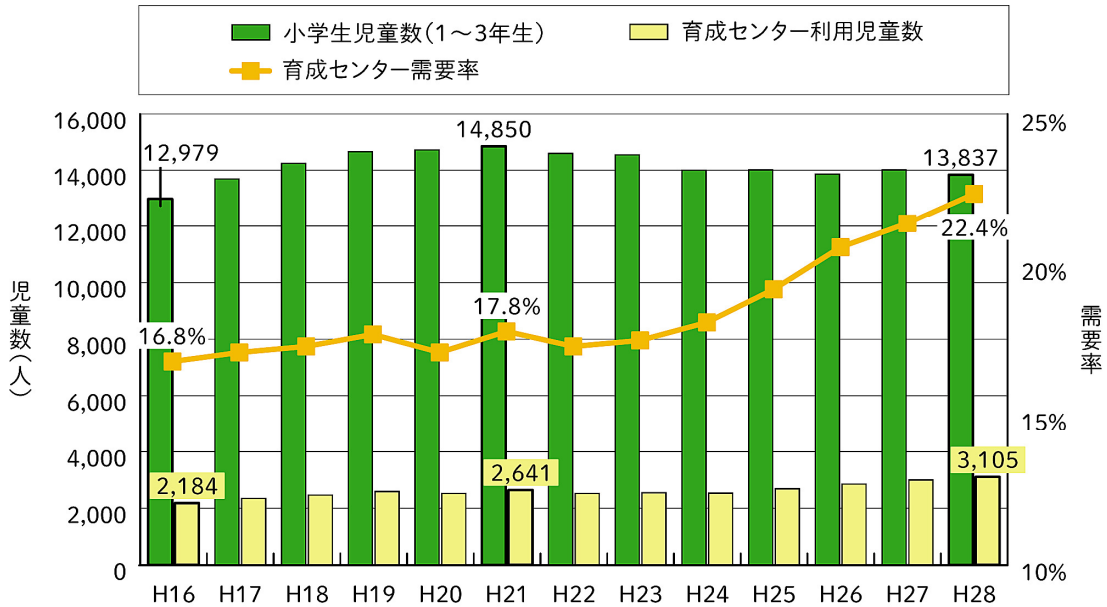
また、施設整備に伴う指導員不足への対応や、土曜日や夏休みなど長期休業期間中の開所時間の繰上げ対応などソフト面の充実を図っていく必要があります。

図表 4-6 放課後をどこで過ごすかの比較（小学生の子供を持つ保護者から見た現在と今後の希望）



資料：「子ども・子育て支援のためのアンケート（平成 28 年度）」

図表 4-7 市立小学校児童数（1～3年生）と育成センター利用児童数・需要率※



資料：小学生児童数「教育委員会資料」（5/1 時点）、育成センター利用児童数「こども支援局資料」（5/1 時点）
 ※「育成センター利用児童数」÷「小学生児童数（1～3年生）」

— 課題解決に向けた取組み —

本市では平成 28 年度に、西宮市の教育・子供施策の礎となる「西宮市教育大綱」を策定しました。教育大綱に基づき、子供たちがたくましさや優しさ、豊かな感性を身につけ、健やかに成長できるよう、放課後の子供の育ちに関する取組みを進めます。

取組みにあたっては、子供たちの活動拠点となる居場所を地域的なバランスも考慮し確保していくとともに、既存の地域資源等も考慮して包括的な方向性を定め、総合的に推進します。

(1) 全ての子供を対象とした安全・安心な放課後の居場所

① 子供の居場所づくり事業の実施校区の拡大

校区によって公園の多少や児童館の有無、地域による取組みなど、子供たちの居場所の状況に違いがあります。また、児童数の増減などにより居場所として活用できる学校施設の状況も様々です。そこで、当初は学校の校庭や空き教室を開放して屋外と屋内で遊び場など居場所を提供する事業を開始しましたが、学校の屋内のみでの実施や公民館等の社会教育施設の活用、学校や地域団体が主体となる子供の居場所につながる活動との連携など、各校区の実情に合わせた事業手法を取り入れることで、事業経費の増大を抑えつつ実施校区の拡大を図り、居場所の提供を進めます。

② 児童館のアウトリーチ

児童館は、地域における身近な子供の遊びの拠点であり、また、地域の子育て支援や支援を必要とする親子への対応などの役割を担ってきました。今後は、各校区の状況も踏まえ、児童館のない地域に対しても、子供の居場所づくり事業や放課後子供教室事業などへ出向いて、子供たちに遊びの提供を行ったり、ボランティアなどを対象に様々な遊びの指導をするなどの支援により、児童館が蓄積したノウハウを提供していきます。

③ 地域団体の活動への支援

青少年愛護協議会や子ども会などの地域団体が実施する事業は、子供たちにとって貴重な体験活動の場であり、また、地域の人とのつながりを生む取組みとなっています。

子供たちの健やかな成長のためには、学校や家庭だけではなく、地域を含めた多様な体験活動の機会や場所の提供が必要です。

地域が持つ教育力を十分に発揮できる環境を整えることで地域団体の活動が活性化し、子供の居場所が充実すると考えられることから、引き続き地域団体の活動を支援していきます。



(2) 育成センターの充実

① 利用児童数の増加に対応する受入枠の拡大

学校の教育活動を重視しながら、育成センターへの転用可能教室の活用を検討するほか、運動場面積を減らさないよう運動場以外の学校敷地内の空きスペースでの整備や体育倉庫等との合築を検討するなど施設整備を推進し、受入枠の拡大に努めます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成 32~36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定
利用児童数(5/1 時点) 平成 29 年度(実績) 3,356 人 ⇒ 平成 31 年度 3,738 人

② 高学年児童の受入

平成 27 年度からモデル実施を始めており、現在、市内 41 施設中 9 施設で 4 年生を受入れています。今後は順次、受入施設を拡大しながら、平成 30 年代半ばまでに全市で 4 年生受入をめざします。

③ 開所時間の延長

平成 22 年度から市内全ての育成センターで希望者に土曜日を除く平日の午後 7 時まで利用時間を拡大しています。さらに、平成 28 年度から土曜日及び長期休業日においては午前 8 時 30 分開所を 8 時開所に繰上げるモデル実施を始めており、現在、市内 41 施設中 17 施設で行っています。今後、実施施設を拡大しながら全市で 8 時開所を実施する予定です。

【育成センターの開所時間の延長施設数】
平成 29 年度(実績) 17 施設 ⇒ 平成 31 年度 41 施設(全施設)

(3) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画

平成 26 年 7 月、文部科学省及び厚生労働省は、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての子供が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「放課後子ども総合プラン」を策定しました。また、同年 11 月に、同プランに基づいた次世代育成支援対策推進法による行動計画策定指針が示され、プランと指針には「一体型及び連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室事業」の計画的な整備の推進と、整備に向けた各自治体の行動計画の策定が義務付けられています。

本計画において、国が求める目標事業量などの項目を明記することで事業の推進を図ります。

【事業の整理について】

事業名 (国の呼称など)	西宮市の事業名称	対象者	運営主体
放課後児童クラブ	育成センター	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童	指定管理者
放課後子供教室	放課後子供教室事業	地域に住んでいる子供（主に児童）	地域団体等
	子供の居場所づくり事業	実施小学校区の全児童	市・教育委員会

① 平成 31 年度までの目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備にあたっては、本市では育成センター及び市・教育委員会が運営主体となる子供の居場所づくり事業の整備により進めていきます。

【育成センター及び子供の居場所づくり事業の一体型】

平成 28 年度（実績） 7 小学校区 ⇒ 平成 31 年度 12 小学校区

【放課後子供教室事業及び子供の居場所づくり事業】

放課後子供教室事業 : 平成 28 年度（実績） 37 小学校区 ⇒ 平成 31 年度 41 小学校区
 子供の居場所づくり事業 : 平成 28 年度（実績） 15 小学校区 ⇒ 平成 31 年度 35 小学校区

② 育成センター、放課後子供教室事業及び子供の居場所づくり事業の一体的又は連携による実施

育成センター、放課後子供教室事業及び子供の居場所づくり事業の一体的又は連携による事業を実施するためには、開催場所や日時、運営方法について、協議・調整を行い受入態勢など共通理解を得ながら、学校や地域の実情も考慮して対応していきます。

③ 育成センター、放課後子供教室事業及び子供の居場所づくり事業への小学校の余裕教室等の活用

現在、ほとんどの学校に余裕教室はなく、学校敷地内においても利用可能な施設がない状況となっています。専用教室が確保できない現状であることから、放課後子供教室事業と子供の居場所づくり事業では、一部の特別教室等を一時的に活用しています。

しかし、育成センターにおいては、運営上、継続的に利用できる専用教室の確保が必要であることから、今後の児童数の推移を勘案し、関係部署が連携しながら協議を進めます。

④ 育成センター、放課後子供教室事業及び子供の居場所づくり事業の実施に係る教育委員会と市長部局の連携

放課後子供教室事業及び子供の居場所づくり事業を所管している教育委員会担当課は市長部局のこども支援局の部署とも併任となっています。育成センターを所管している市長部局のこども支援局担当課とも定期的な連絡調整の場を設け、実施状況や課題などの情報を常に共有し、事業検証や課題解決に向け協力しながら対応していきます。





3 障害のある子供への支援の充実

現状・課題

医療的ケアが必要な子供と発達障害のある子供の増加に対応する支援体制の充実 地域の社会資源やネットワークを活用した連携体制の充実

●医療的ケアが必要な子供と発達障害のある子供の増加

本市における身体障害者手帳所持者数は概ね横ばいで推移していますが、医療的ケアが必要な子供（以下「医療的ケア児」という。）と発達障害のある子供を含む療育手帳を所持している子供は年々増加しています。重度の障害がある医療的ケア児が、医療の進歩により在宅での生活が可能となったこと、発達障害に関して周知が進んだことにより発達特性が認知されやすくなったことなどによるものと考えられます。

●学校園での支援体制

平成 25 年の学校教育法施行令の改正により、一定程度の障害のある子供は、原則特別支援学校に就学するという仕組みから、障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みになりました。これに伴い、学校園においては、医療的ケア児への看護師の配置や、発達障害のある子供などが個々の教育的ニーズに応じて教育が受けられるような環境の整備などの対応が求められています。

●福祉・教育・医療など関係機関の連携

子供の成長過程に寄り添い、一貫した支援を行っていくためには、福祉・教育・医療など関係機関が連携して支援にあたるということが重要であるという観点から、本市では平成 27 年 9 月に福祉・医療分野の「西宮市立わかば園」と教育分野の「西宮市スクーリングサポートセンター」を移転・再編し、こども未来センターを開設しました。切れ目のない支援を行うための中核拠点として役割を果たしていくことが求められています。

●相談支援体制

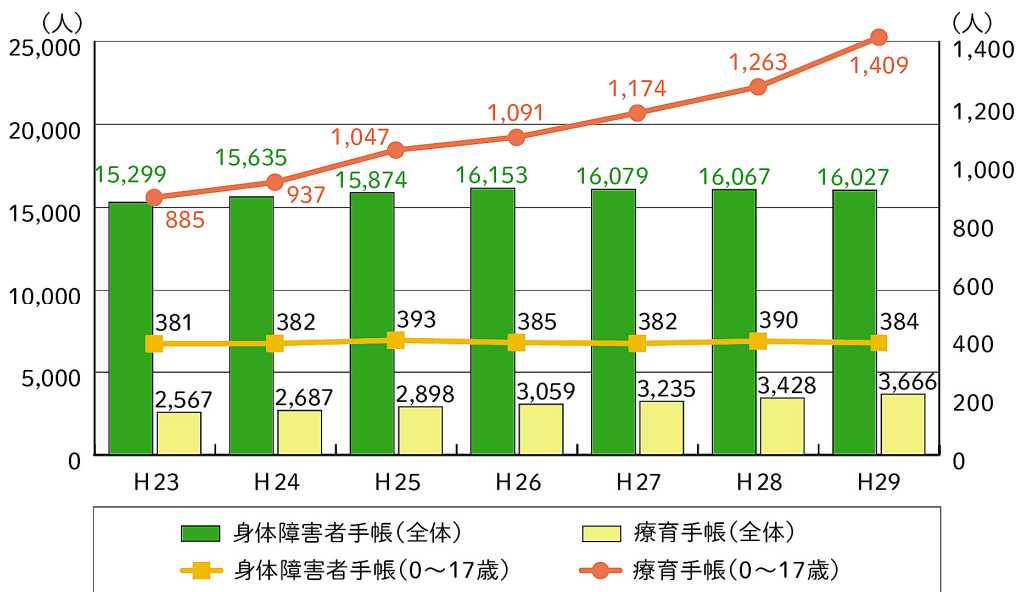
本市では、学校園や子育て総合センター、保健福祉センターの子育て支援事業や健診などでの子供の様子や保護者からの相談により、支援が必要と思われる子供を早期に発見し、こども未来センターなどの関係機関の支援につないでいくように努めています。

子供に障害があることを保護者が受入れるのが難しい場合も多くあります。保護者がより気軽に相談できるようにするため、こども未来センターなど相談窓口の周知に努めるとともに、地域の社会資源やネットワークも活用し、相互の連携をより深めていく必要があります。

●児童発達支援事業所等の質の確保

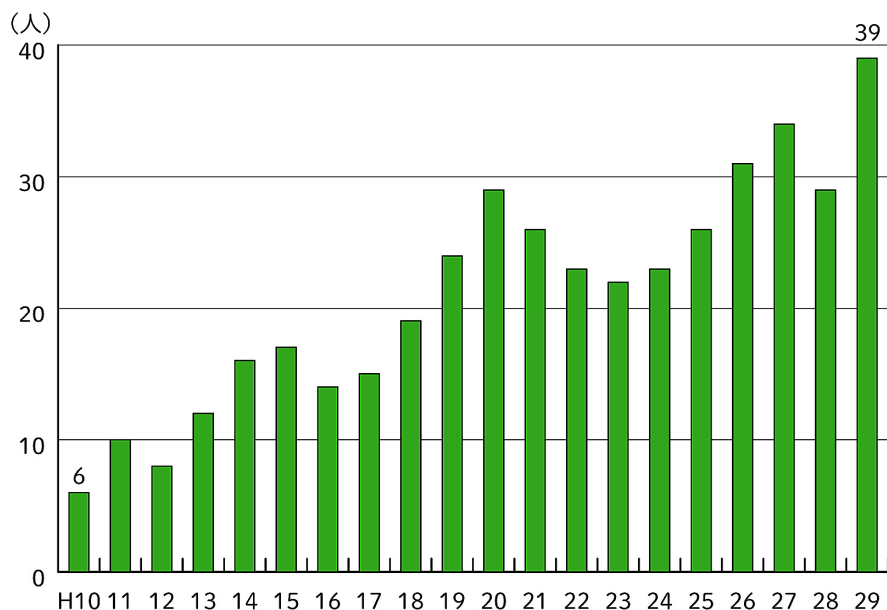
通所により利用できる身近な療育の場として、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が近年急増し、量の確保は大幅に進んでいます。障害のある子供が障害種別に関わらず適切な支援を受けられるよう、提供されるサービスの質の維持・向上が課題となっています。

図表 4-8 障害のある児童数の状況



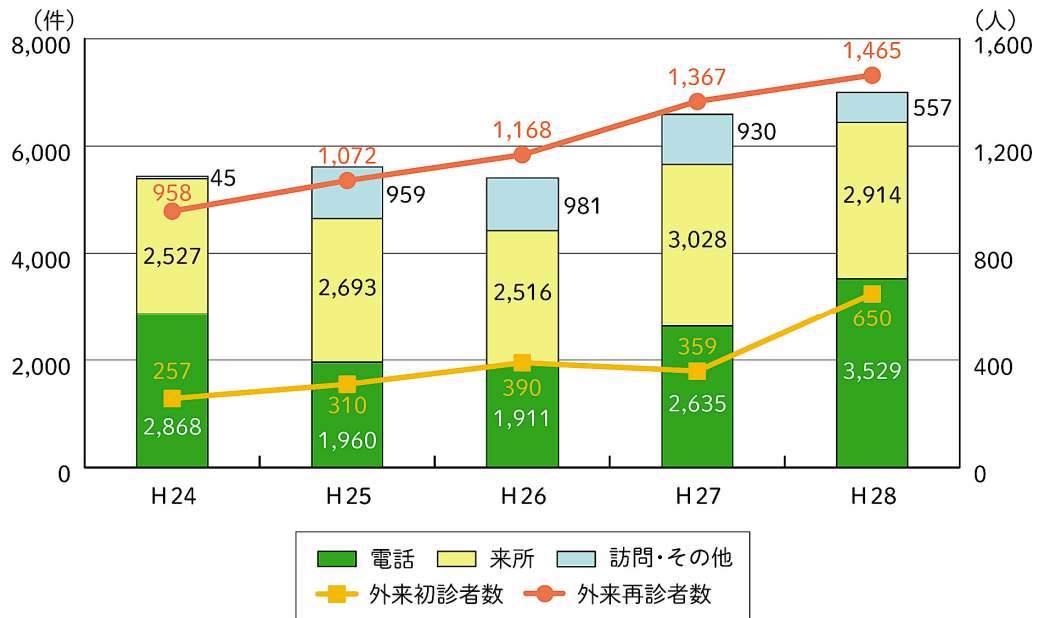
資料：「健康福祉局資料」

図表 4-9 西宮市立西宮養護学校における医療的ケア児の人数の推移



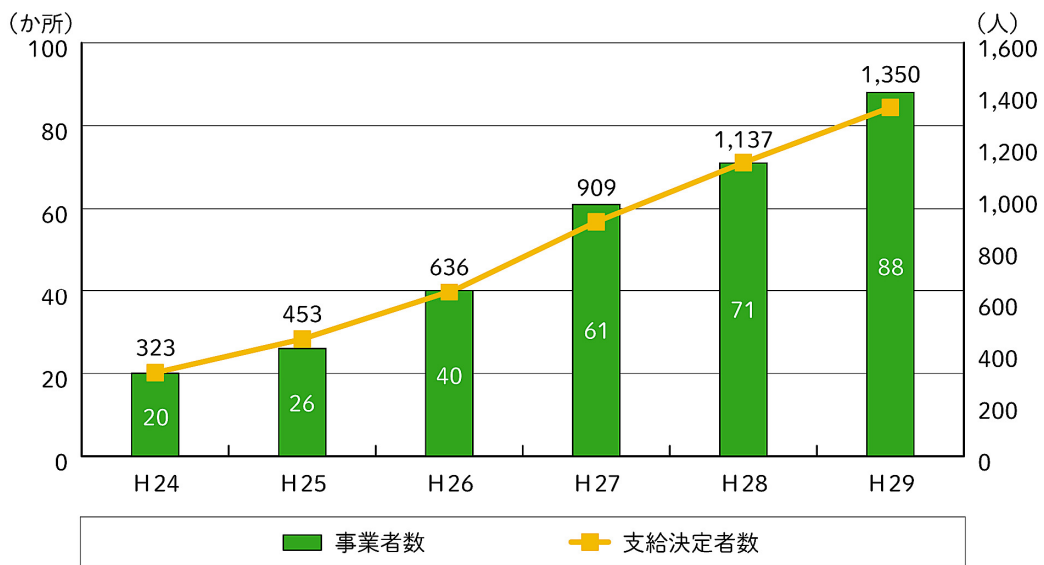
資料：「教育委員会資料」

図表 4-10 こども未来センターにおける相談件数及び診察者数の推移



資料：「こども支援局資料」

図表 4-11 児童通所支援の事業者数及び支給決定者数（サービス利用のための受給者証発行数）の推移



資料：「健康福祉局資料」

— 課題解決に向けた取組み

障害のある子供が地域の一員として育つことができるよう、学校園での支援体制の充実に加え、児童発達支援事業所等との連携を図り、地域全体として福祉・教育・医療が連携して切れ目のない支援を行う体制の整備に努めます。

(1) 学校園での支援体制の充実

① 教育・保育施設での支援体制の充実

子供に障害がある場合、こども未来センターの通園療育部門であるわかば園や北山学園、そして民間の西宮すなご医療福祉センターや児童発達支援事業所における専門的な療育だけでなく、認定こども園、幼稚園、保育所など居住地域で受けられる支援体制を構築していく必要があります。教育・保育施設に入園を希望する場合の子供の受入に努め、集団生活を通して子供の成長発達を支える教育・保育を進めていきます。

② 小・中学校、西宮養護学校での支援体制の充実

小・中学校、西宮養護学校においては、障害のある子供が十分な教育を受けるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備を進めることが重要です。そのため、教員の専門性の向上や、特別支援教育支援員などの専門性のある人員の配置など、一人ひとりの教育的ニーズに合った支援体制の充実に努めていきます。

また、早期からの一貫した支援を行うため、「みやっこファイル」や「個別の教育支援計画」を活用し、保護者、学校、関係機関とのつながりを大切にし、ネットワークの構築を図ります。

③ 学校園等へのアウトリーチの実施及び児童発達支援事業所等との連携の推進

こども未来センターでは、診療・リハビリ、通園療育といった専門的な療育を行うだけでなく、支援が必要な子供たちが普段生活する場にスムーズに適応できるように学校園等にこども未来センターの職員が出向き、子供への具体的な支援方法や支援体制についての助言を行うアウトリーチにより、日常的に子供が生活する場所における支援にも取り組んでいます。

今後、アウトリーチの対象を保育所や私立幼稚園などにも拡大していくほか、派遣する専門職の職種もケースに合わせて充実を図ります。

また、アウトリーチは学校園にとどまらず、児童発達支援事業所等にも派遣先を拡大するとともに、事業者間の相互連携を深めるなど、身近な地域における専門機関の質の向上にも取り組めます。

【アウトリーチの実施施設数】

平成 28 年度（実績） 101 施設 ⇒ 平成 36 年度 170 施設

④ 医療的ケアが必要な子供への支援に関する関係機関の連携

児童福祉法が改正され、医療的ケアが必要な子供への支援について保健、医療、障害福祉だけでなく、教育、保育等における支援も重要であり、また子供やその保護者が安心して必要な支援を受けるためには、それらの関係機関が緊密に連携して対応することが求められています。本市においても国の動向を注視しつつ、関係機関等が連携を図るための体制整備の構築などについて検討します。

(2) 障害の理解促進に向けた取組みの充実

① 早期発見の取組みと保護者支援の充実

支援が必要と思われる子供を早期に発見できるよう、遊びを通して子供同士・保護者同士の交流を深めることを目的とする「親子サロン」(子育て総合センター)や子育てひろば、4か月児健診から3歳児健診までの4回の健診(保健福祉センター)などの様々な子育て支援事業や行政との接点の中で成長や発達が気になる子供と保護者を把握し、こども未来センターなどの関係機関の支援につないでいくよう努めています。

保護者が子供の障害を理解し、関わり方を知ることは子供の一層の発達を促すことにつながるため、健診で乳幼児の運動・精神発達のフォローが必要と判断された親子には「乳幼児発達相談」や「育児発達相談」、「精神発達相談」(保健福祉センター)を案内し、親と子、子供同士の関わり方を共に学びます。「乳幼児発達相談」に、こども未来センターの心理療法士や理学療法士が参画するなど、より専門性の高い相談支援の充実を検討します。

こども未来センターの通園療育部門「わかば園」では、親子通園方式を採用しており、子供の支援だけでなく、保護者の支援にも取り組んでいます。さらに今後は子育てに不安等を感じている保護者を対象に、子供の行動の理解の仕方を学ぶ「ペアレント・プログラム」をこども未来センター等で実施するとともに、保護者向けの研修会、交流会の実施など保護者支援の充実を図ります。

② 理解の促進に向けた一般市民への啓発

子供が暮らす地域において地域の一員として育つことができるよう、障害への理解を図り、子供が安心して成長できる環境づくりが大切です。発達障害などへの理解促進を図るための講演会や啓発事業など、関係機関と連携して市民への啓発を推進していきます。

(3) 西宮市障害福祉推進計画との連携

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応のため、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

障害児のサービスに係る提供体制等については、西宮市障害福祉推進計画(平成30年3月策定)に位置付け、本計画と連携し、本市の障害児施策を推進していきます。



現状・課題

安心して出産、子育てができる支援体制の構築 支援が必要な家庭の把握及び適切な支援の提供

●産前産後を取り巻く現状

近年、少子化や核家族化により、自身の子供が生まれるまで乳児と接したことがない親が増え、育児の経験が乏しいことによる知識不足や、ネット検索で多くの情報に接することで不安感を抱える親が増えていることから、妊娠期から正確な情報を提供するなど親の育児不安の解消を図り、安心して出産、子育てができる支援体制が求められています。

また、産婦の約1割が産後うつ病の症状を感じるといわれており、出産直後の子育てを支える仕組みが求められています。

●妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供

従来、母子保健と子育て支援とは互いに相関しながら多面的な支援に努めてきましたが、今後一層連携を深め、「子育て世代包括支援センター」として子育て支援の中に母子保健の視点を入れ、継続的な支援を行っていく必要があります。

妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握するとともに、公民問わず関係機関が連携し、切れ目ない支援を提供することが求められています。

●支援が必要な家庭の早期発見

子育てに関する不安や負担感が高い場合、母親の健康状態に悪影響を与えるだけでなく、育児や子供の成長と発達に影響を与える可能性があります。

妊婦の時点での状況を把握することが、将来的に支援が必要となる家庭の早期発見・早期支援につながるため、特に母子健康手帳の交付時における保健師の面談については、「相談事の有無」、「産後の育児の見通し」、「妊娠がわかったときの気持ち」など、書面ではわからない妊婦の気持ちに寄り添い、妊娠中・産後に向けての個別の支援計画を立てることができることから非常に重要な機会となります。

現在、一部の支所等で母子健康手帳の交付を受けた妊婦に保健師が直接面談する機会がないため、妊婦全員の面談実施に向けた取組みを検討する必要があります。

●産前産後における支援体制の課題

育児不安や負担が特に生じやすい産前産後の時期に、保健師、助産師等の専門職による支援や子育て関係者、関係機関と連携し、子育ての負担を軽減し、安定した生活が送れるよう支援体制を充実させる必要があります。

また、ヘルパーや保育士を派遣し家事や育児の支援や指導を行う養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）については、特に支援が必要な家庭を対象に実施してきましたが、平成29年度の制度改正により、新たに「妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭」や「公的な支援につながっていない子供（健診の谷間にある子供、3歳～5歳児で幼稚園、保育所等に通っていない子供）のいる家庭」が事業の対象となりました。

しかしながら、現在の体制では、新たな需要に対応することが困難であることから、運営方法の見直しや新たなヘルパー派遣事業者の確保などに取組む必要があります。

図表 4-12 母子健康手帳交付時の保健師の面談率

	H24	H25	H26	H27	H28
面談率	3.9%	21.5%	36.7%	36.1%	68.7%

資料：「健康福祉局資料」

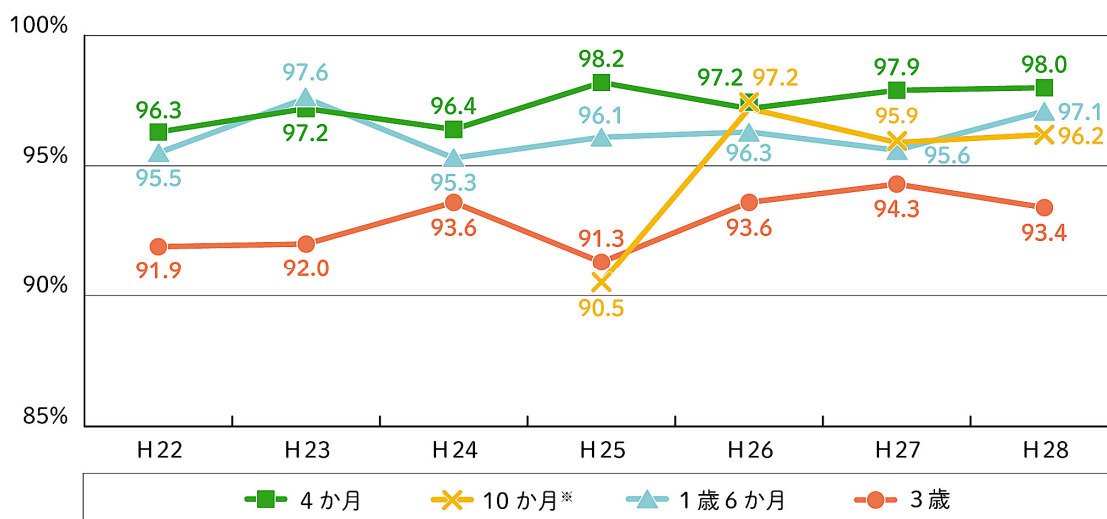
図表 4-13 養育支援ネット※受理件数

	H24	H25	H26	H27	H28
件数	271件	314件	378件	339件	370件

資料：「健康福祉局資料」

※未熟児等、養育上支援を必要とする妊婦や乳幼児家庭を早期に把握し支援していくために、医療機関から保健所に文書で情報提供が来るシステム

図表 4-14 乳幼児健診受診率の推移



資料：「健康福祉局資料」
※平成25年度から実施

図表 4-15 健やか赤ちゃん訪問事業の実績

	H24	H25	H26	H27	H28
対象件数①	4,455 世帯	4,430 世帯	4,480 世帯	4,363 世帯	4,339 世帯
民生委員・児童委員面談件数②	3,944 世帯	3,899 世帯	4,009 世帯	4,029 世帯	4,032 世帯
母子保健等による把握件数③	510 世帯	531 世帯	471 世帯	334 世帯	307 世帯
合計④ (②+③)	4,454 世帯	4,430 世帯	4,480 世帯	4,363 世帯	4,339 世帯
把握率 (④/①)	99.9%	100%	100%	100%	100%

資料：「こども支援局資料」

図表 4-16 育児支援家庭訪問事業の実績

	H24	H25	H26	H27	H28
利用世帯数	49 世帯	42 世帯	48 世帯	46 世帯	72 世帯
利用回数	延べ 628 回	延べ 569 回	延べ 592 回	延べ 763 回	延べ 931 回

資料：「こども支援局資料」

図表 4-17 妊婦健康診査費用助成事業の実績

	H24	H25	H26	H27	H28
申請者数	5,035 人	5,196 人	5,056 人	5,116 人	4,721 人
実利用人数※	7,259 人	7,203 人	6,850 人	7,045 人	6,809 人
助成回数	55,646 回	55,977 回	57,629 回	55,163 回	53,970 回

資料：「健康福祉局資料」

※当該年度に助成券を使用した人数



図表 4-18 ライフステージ別母子保健事業体系図

■は「課題解決に向けた取組み (p. 55～)」に記載。



課題解決に向けた取組み

妊娠期からきめ細かな支援を行い、安心して出産、子育てができるよう取組みを進めていきます。また、様々な事業等を通して支援が必要な家庭の把握に努め、早期に適切な支援が行えるよう取組みを進めていきます。

成果指標	実績値 (H28)	目標値 (H36)
4か月児健診ストレスチェック票得点6点以上の者の割合	8.9%	8.0%

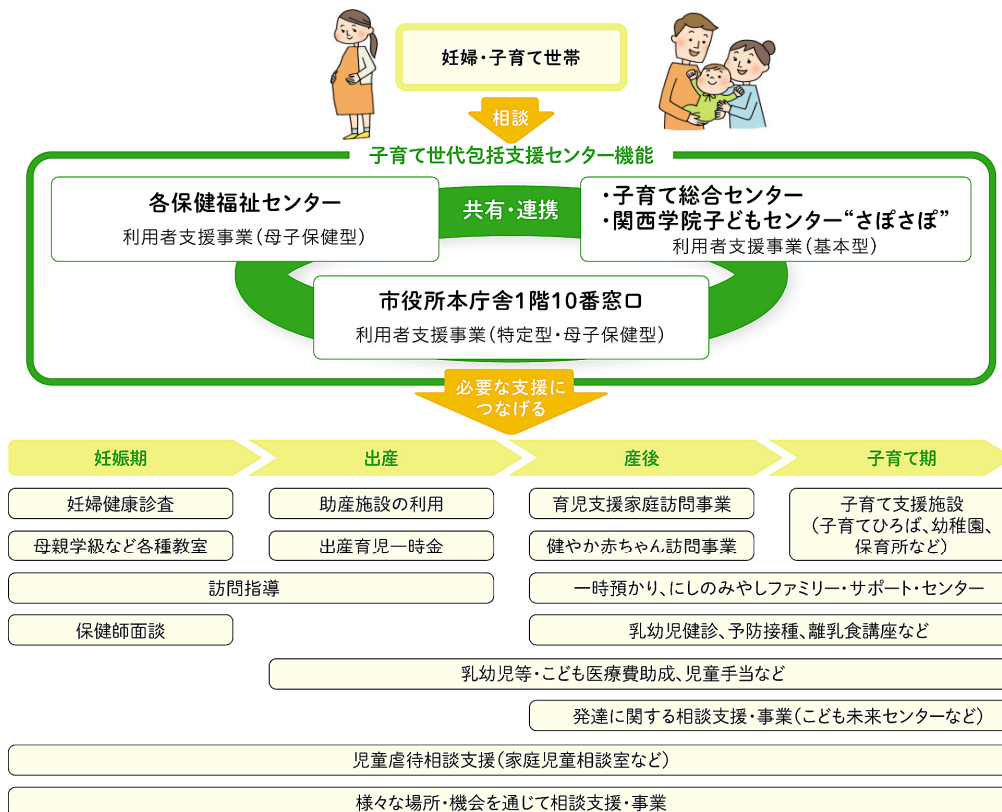
4か月児健診にて保護者に「子育て中のあなたのストレスチェック票」を記入してもらい、14項目の質問から心身のストレス状況を把握。ストレス項目に該当すれば一つ1点で、14点満点中6点以上の該当者は高いストレス傾向にあると判断する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

西宮型の「子育て世代包括支援センター」は、利用者支援事業（母子保健型）の保健師と、利用者支援事業（特定型／市役所本庁舎1階・基本型／子育て総合センター等2か所）の子育てコンシェルジュが連携をとりながら運用しています。それぞれの専門性を生かして相談支援を行うほか、必要時には他の専門部局や地域へと支援をつなぎ、親子を取り巻く環境をコーディネートする形で子育て支援を行っています。

なお、西宮市の利用者支援事業（母子保健型）では、市内5か所の保健福祉センターで小学校区ごとに担当保健師を置き、妊娠期から産後、子育て期を通じて一貫して支援を行っています。

図表 4-19 西宮型「子育て世代包括支援センター」イメージ図



(2) 早期発見・早期支援に向けた取組み

① 母子健康手帳の交付時における保健師の面談

若年妊婦や望まない妊娠、精神疾患の既往がある、収入が不安定である、家族の支援が得られない妊婦など、妊娠中から養育上の支援を必要とする妊婦（以下「特定妊婦」という。）には、うつや虐待防止のために精神面での適切な支援が必要なため、妊婦面談の全数実施に向けて取組みを進めます。また、思いがけない妊娠でとまどっている人が安心して相談できる兵庫県の電話相談や市内保健福祉センターの相談窓口をチラシやホームページ、店舗等へのステッカー配布等で周知し、早期対応に努めます。

【面談率】

平成 28 年度（実績） 68.7% ⇒ 平成 36 年度 100%

② 妊婦健康診査費用助成事業

妊婦健康診査は、正常な妊娠の経過を確認するとともに、ハイリスクな妊娠の早期発見、妊娠中の合併症などの予防、胎児異常の有無を確認し、母子共に健全な状態で妊娠、分娩を行うことを目的としています。安心して継続的に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健康診査に係る費用の一部助成を継続していきます。

【量の見込み】 事業計画 平成 32～36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定

平成 28 年度 （実績）	申請者数：4,721 人 実利用人数：6,809 人 健診回数：53,970 回	⇒	平成 31 年度	申請者数：4,625 人 実利用人数：6,411 人 健診回数：50,875 回
------------------	--	---	----------	--

③ 養育支援ネットによる医療機関等との連携

特定妊婦や未熟児、支援を必要とする家庭を早期に把握しフォローするために、医療機関が把握した支援が必要な家庭の情報を地域保健課に通知する養育支援ネットを推進しています。未熟児や、養育支援に関する通知件数は徐々に増加傾向にあります。今後さらに、早期から支援が行えるよう、特定妊婦についての把握と通知を医療機関などに働きかけていきます。

【医療機関等からの養育支援ネットによる通知件数（妊婦対象）】

平成 28 年度（実績） 13 件 ⇒ 平成 36 年度 50 件

④ 健やか赤ちゃん訪問事業の実施

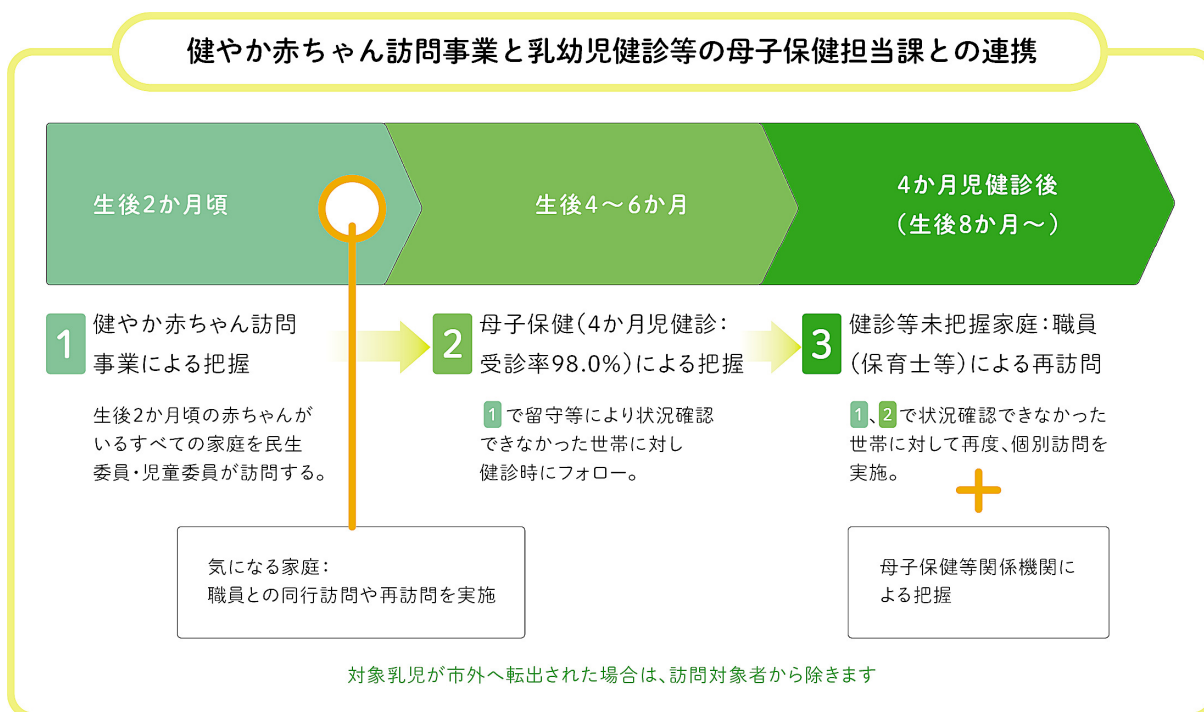
本市では、産後の母子の養育状況の把握や、子育て家庭の孤立を防ぐため地域と子育て世帯をつなぐことを目的に、生後2か月頃の乳児がいる全ての家庭に民生委員・児童委員が訪問し、子育てに関する相談対応、情報提供及び状況確認を行っています。

母子健康手帳交付時や出生届提出時の案内、事業告知はがきの郵送により、里帰りなどによる長期不在家庭の状況把握も進みました。状況確認ができなかった家庭や母親と会えなかった家庭、また、様子が気になる家庭に対しては、4か月児健診での状況確認や、子供家庭支援課職員の再訪問などにより、最終的に全ての母子の状況を把握・確認しています。

今後も、事業の円滑な推進に向けて関係者間の情報共有と広報の充実に努めます。

【量の見込み】	事業計画	平成 32～36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定
平成 28 年度 (実績)	対 象 : 4,339 世帯 把握率※: 100%	⇒ 平成 31 年度 対 象 : 3,700 世帯 把握率: 100%
※民生委員・児童委員の訪問による面談と、母子保健等による把握を含む		

図表 4-20 産後の母子の養育状況の把握の流れ



⑤ 各種乳幼児健診の実施

疾病や発達障害の早期発見や養育者への育児支援、虐待の早期発見・予防を目的として、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を各保健福祉センターなどで実施しています。受診勧奨文書などにより受診率の向上に努めるとともに、未受診者に対しては、家庭訪問や予防接種記録、教育・保育施設の在籍状況の把握などにより全数把握に努めます。

【乳幼児健診受診率】

平成28年度	受診率	4か月児	98.0%	⇒	平成36年度	98.0%
(実績)		10か月児	96.2%	⇒		97.0%
		1歳6か月児	97.1%	⇒		97.5%
		3歳児	93.4%	⇒		95.0%

(3) 産前産後における支援の充実

① 育児支援家庭訪問事業

産後など養育支援が必要な家庭に対し、育児支援ヘルパーが家庭を訪問し、家事や育児の援助を行うヘルパー派遣を行っています。

ヘルパー派遣による支援対象の条件緩和を行うとともに、広報を進める中で認知度向上に努めます。同時に、ヘルパー派遣の委託事務の見直しや委託する事業者を増やすことで、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭が、安心して子育てができる環境を整え、需要の増加に対応できるよう備えます。

【量の見込み】 事業計画 平成32~36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定

平成28年度	〔	利用世帯	: 72世帯	⇒	平成31年度	〔	利用世帯	: 54世帯
(実績)		延べ利用回数	: 931回		延べ利用回数		: 747回	

② 産後ケア事業

出産直後は保健的な専門指導の必要性が高い産婦が見受けられ、特に支援が必要な産婦については助産師のケアなどを含めた継続的な訪問指導が受けられるような体制を検討します。

③ にしのみやしファミリー・サポート・センター事業 (p. 64 参照)



5 子育ての不安・負担の軽減

現状・課題

子育ての孤立化を防ぐ取組みの強化

子育ての負担を軽減する取組みの拡充

●子育て支援の現状

近年、社会情勢や子育て環境がめまぐるしく変化する中、全ての子育て家庭を対象に、子育てに対する不安や負担を軽減し、保護者が自己肯定感を持ちながら子育てに向き合える環境を支援していくことが求められています。

本市におけるアンケート結果においても、約5割の子育て家庭が子供の年齢や世帯の収入などに関係なく子育てに不安や負担を感じています（p. 15 参照）。

また、子育ての不安や負担の要因は専門的で、多様化・複雑化しており、相談や支援に対応できる体制が求められています。

●子育ての孤立化を防ぐ取組み

就学前の子供の居場所をみると、約4割が教育・保育施設や地域型保育事業に通園せず家庭で保護者と過ごしています。特に0歳児～2歳児については、7割以上の子供が家庭で保護者と過ごしています。子育ての孤立化が子育てへのストレスを生み、児童虐待やネグレクトなど深刻な問題を引き起こす可能性があることから、孤立化を防ぐ取組みや居場所づくりが求められています。本市では子育て家庭が孤立しないよう、気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供などの支援が受けられる常設の場「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」の充実を図ってきました。

しかしながら、子育てひろばでの相談機能を強化することや行動が活発になる2歳児～3歳児の子供を持つ家庭の居場所づくりなど、今後の展開に向けた課題があります。

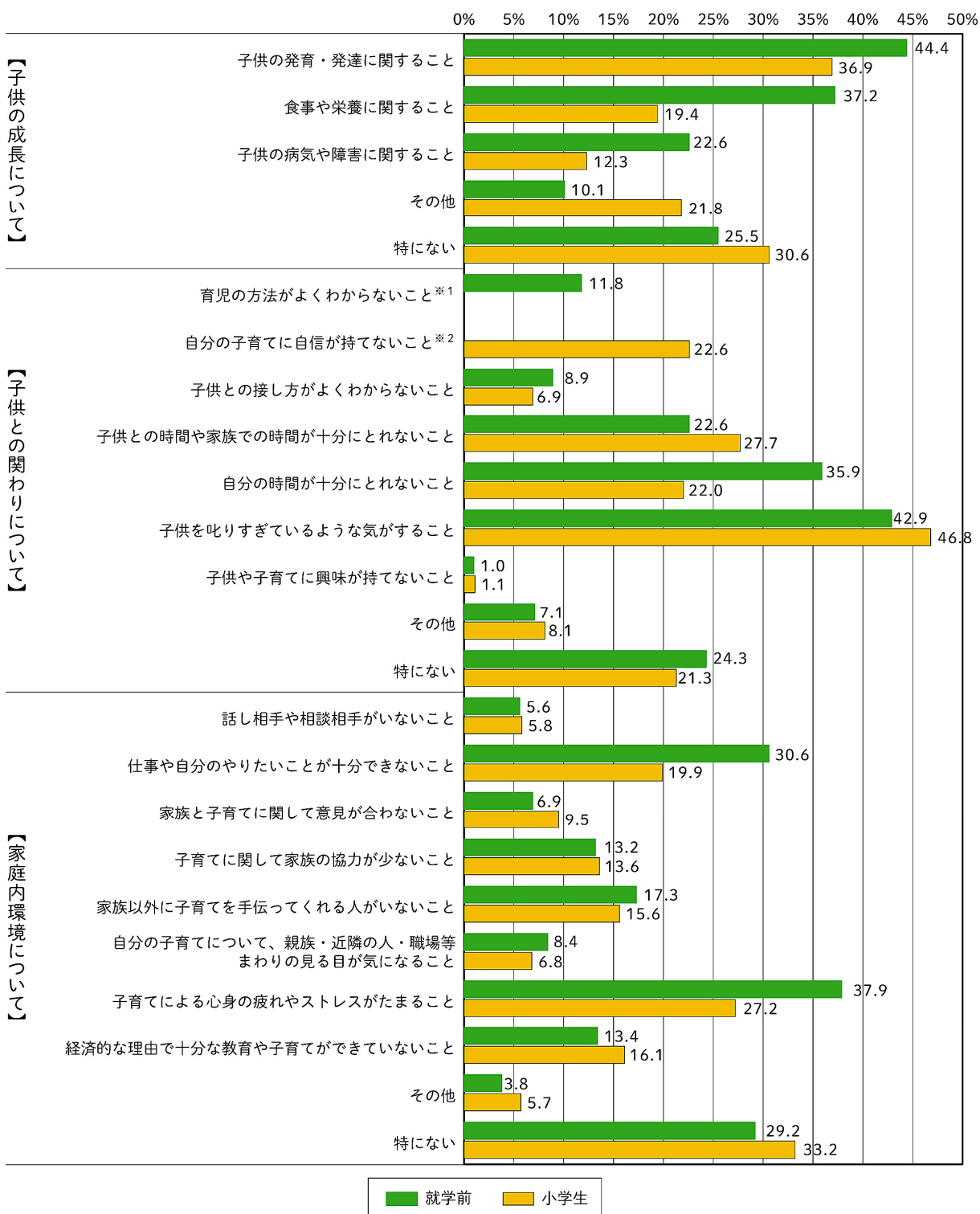
●子育ての負担を軽減する取組み

子供の発達や育児に関する悩みだけでなく、一日中子供と向き合い続ける中で自分の時間が持てず子育てを負担に感じてしまうことが見受けられます。

そのため、一時的に子供を預けることができる場や保護者が安心して子育てできる環境づくりが求められます。本市では一時的に子供を預かる事業として、保育所などでの一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業を実施していますが、地域偏在があることや、事業の担い手不足などにより利用ニーズに応えられていない状況があります。

また、地域の身近な場所で、同じような子育て環境にある親同士が集まり、相談できる仲間をつくり、子育ての情報交換が出来る機会として、子育てひろばだけでなく、様々な場所や運営者によって子育て支援事業が実施されています。こうした子育て支援者とのネットワーク化を図り子育てを地域で助け合い連携していく仕組みづくりが必要です。

図表 4-21 不安や負担等を感じる事、また気になることについて

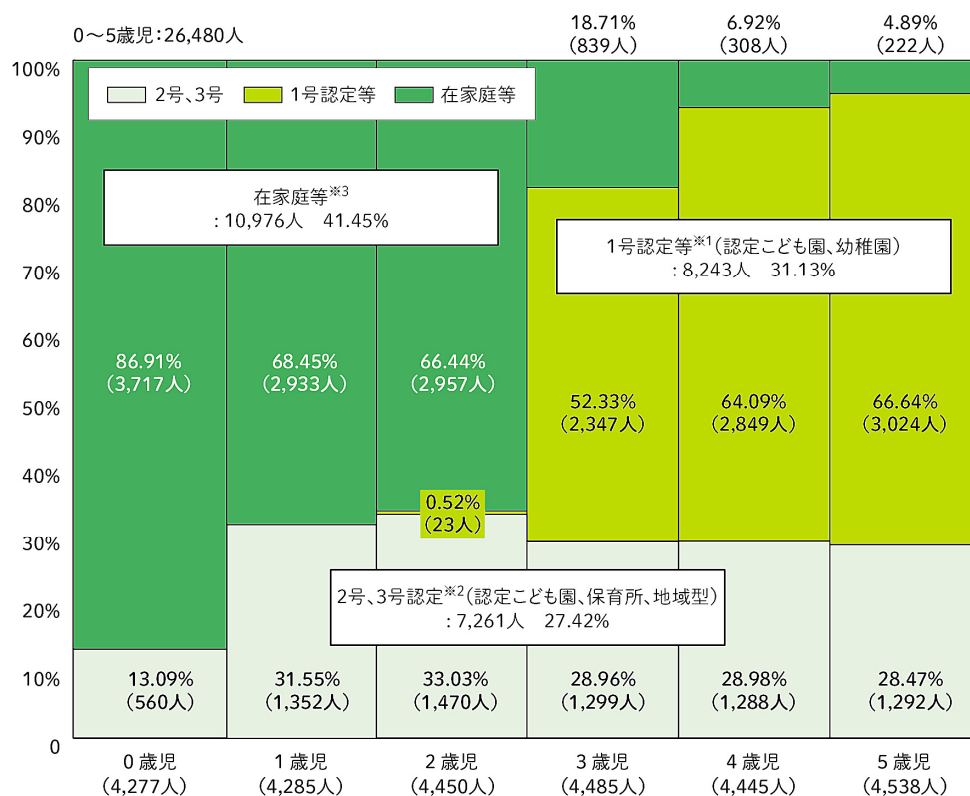


資料：「子ども・子育て支援のためのアンケート（平成 28 年度）」

※ 1 設問は就学前の子供を持つ保護者のみ

※ 2 設問は小学生の子供を持つ保護者のみ

図表 4-22 平成 29 年度の年齢別就学前児童の居場所



資料：「こども支援局資料」

※1 認定こども園在籍児童数（1号認定。5/1時点）、幼稚園の在籍児童数（5/1時点）

※2 認定こども園在籍児童数（1号認定を除く。4/1時点）、保育所及び地域型保育事業の入所児童数（4/1時点）

※3 就学前児童数（4/1時点）から「1号認定等」及び「2号、3号認定」の児童数を除いた数で認可外保育施設の入所児童数を含む

図表 4-23 子育てひろばの実績

	H24	H25	H26	H27	H28
実施箇所数	14 箇所	15 箇所	15 箇所	17 箇所	18 箇所
月平均延べ利用人数 (親子)	13,794 人	12,658 人	13,472 人	14,228 人	14,198 人

資料：「こども支援局資料」

図表 4-24 保育所等の一時預かり事業の実績

	H24	H25	H26	H27	H28
利用可能人数	24,480 人	26,784 人	29,870 人	42,788 人	44,724 人
年間延べ利用人数	11,571 人	13,841 人	14,427 人	16,275 人	17,463 人

資料：「こども支援局資料」

図表 4-25 にしのみやしファミリー・サポート・センターの実績

		H24	H25	H26	H27	H28
提供会員		904 人	898 人	929 人	937 人	928 人
依頼会員		2,950 人	2,957 人	2,953 人	2,963 人	3,116 人
年間延べ 利用人数	就学前	8,494 人	10,042 人	9,850 人	8,715 人	9,030 人
	就学後	3,836 人	2,619 人	3,234 人	4,114 人	4,734 人
	合 計	12,330 人	12,661 人	13,084 人	12,829 人	13,764 人

資料：「こども支援局資料」



課題解決に向けた取組み

子育ての不安や負担を軽減し、ゆとりを持って子育てに向き合うことで、本来、“子育て”が持つ喜びや楽しさを感じることができるよう子育て支援事業のさらなる充実を図っていきます。

成果指標	実績値 (H28)	目標値 (H36)
子育てに関して不安や負担等を感じる人の割合	49.8%	47.0%

(1) 孤立化を防ぐための取組み

① 子育てひろばの拡充

地域の子育て全般に関する専門的な支援を行う中核の施設として、市内 20 か所設置の目標達成後においても、地域的な状況など必要に応じた検討は続けていきます。整備にあたっては、周辺に子育てひろばがない地域を中心に、公共施設の有効活用や民間施設の活用も検討していきます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成 32~36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定
平成 28 年度 (実績) 18 か所 ⇒ 平成 31 年度 20 か所

② 利用者支援事業（基本型・子育てコンシェルジュ）の拡充

現在の市の中部地域の 2 か所に加え、北部地域、南部地域それぞれ新たに 1 か所整備し、平成 31 年度中に市内 4 か所の設置を目標に拡充していきます。

子育てコンシェルジュについては、様々な機会を生かして周知に努めるとともに、利用者への助言や利用につなぐために地域にどのような子育て支援者や団体などの資源があるのかについて、計画的に地域を巡回し、実情の把握を進めていきます。また、積極的に地域の子育て支援者と顔の見える関係を築き、支援者同士をつなぐことで関係機関の連携がとれるような役割を強化していきます。

西宮市社会福祉協議会の地区組織が主体となって実施する「子育て地域サロン」にも子育て総合センターの担当者が巡回をしており、そこで把握している地域の支援者の情報も生かして、資源のないところや少ないところには、地域の方々と連携をとって子育ての資源を育成できるように努めていきます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成 32~36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定
平成 28 年度 (実績) 2 か所 ⇒ 平成 31 年度 4 か所

③ 子育て支援のネットワーク化

本市では子育てひろば以外に、子育て地域サロン、NPO 法人や民間などが主体となって行っている子育て支援活動や子育てサークル、教育・保育施設で行う子育て支援事業など、様々な場所と運営者によって、地域の子育て支援が支えられています。

こうした地域の子育て支援について、子育て総合センターや子育てコンシェルジュが中心となって関係機関や地域の子育て支援者とのネットワークの構築や地域の子育て支援の育成・開発、情報や課題の共有を深めていきます。また、毎年開催している地域子育て支援拠点事業連絡協議会を、地域の支援者が交流し情報共有できるように内容を工夫して実施します。

(2) 子育ての負担を軽減する取組み

① 保育所等の一時預かり事業の拡充

保育所等の一時預かり事業は、保護者が就労や病気等により一時的に子供を保育することができない場合や、保護者の子育ての負担軽減やリフレッシュを図れるよう、一時的に子供を預かる場を提供しています。今後も、保育所新設時に併せて、実施施設を整備し、拡充に努めます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成 32~36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定
年間延べ利用人数 平成 28 年度 (実績) 17,463 人 ⇒ 平成 31 年度 43,703 人

② にしのみやしファミリー・サポート・センター事業

この事業は、会員同士が子供を預かったり、預けられたりする相互援助活動です。事業の担い手である提供会員は有償のボランティアであることから、子供たちはもとより提供会員にとっても安心・安全な活動ができるよう配慮しながら地域での子育て支援の輪を広げていきます。

提供会員になるための養成講座の開催時期や募集方法について、参加しやすくするため、見直しを図ります。また、講座の内容についても、求められる援助活動に必要な知識が得られるよう見直しを行っていきます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成 32~36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定
年間延べ利用人数 平成 28 年度 (実績) 13,764 人 ⇒ 平成 31 年度 13,327 人



6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実

【子供の貧困対策計画】

現状・課題

将来の自立に向けたひとり親家庭の子供への学習支援の強化

基本的な生活習慣の確立に向けた支援の強化

●子供の貧困対策の推進に関する法律の制定

国では、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的に、平成 25 年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づいて平成 26 年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

●相対的貧困世帯の子供への学習支援が必要

本市におけるアンケート結果をみると、家庭の経済状況と子供の学力との間に強い関連があることがうかがえるため（p. 22 参照）、授業の理解度の差を解消するための支援が必要です。

また、経済状況に関わらず、保護者が教育を重視する姿勢を持つことが、経済的な不利を補って子供の自尊感情に肯定的な影響を与えていることがうかがえるため（p. 23 参照）、家庭への経済的な支援に加え、保護者に対して子供の学習意欲を高めることへの重要性を啓発していく必要があります。

特に中学生では、保護者の教育重視の姿勢が低い場合、生活困難ではない世帯と比較して、子供の自尊感情の高さに大きな差が出ているため、できるだけ早い段階から保護者に対する啓発を進めることが必要です。

●ひとり親家庭への支援

本市における相対的貧困世帯のおよそ 6 割（p. 21 参照）がひとり親世帯であり、母子世帯における相対的貧困率は過半数を超えています。母子世帯の生活困窮問題は、すでに長年指摘されてきたところですが、本市においても顕著に表れています。このことから、子供の貧困対策を進めていく上で、ひとり親家庭への支援を重点的に取り組む必要があります。

●今ある資源の活用

本市では、子供や家庭の状況に応じた、様々な支援施策を行っていますが、支援者へのヒアリング調査から、支援施策の情報が支援を必要としている対象者（子供・保護者）に届いていない可能性が見受けられました。まずは、支援を必要としている対象者（子供・保護者）に対して、今ある資源（支援施策）が有効に活用されるよう対策を講じていく必要があります。

図表 4-26 本市の主な子供の貧困対策関連事業

記載の事業は、必ずしも全てが子供の貧困対策を主たる目的として実施されているわけではありません。
 ■は「課題解決に向けた取組み (p. 68~)」に記載。

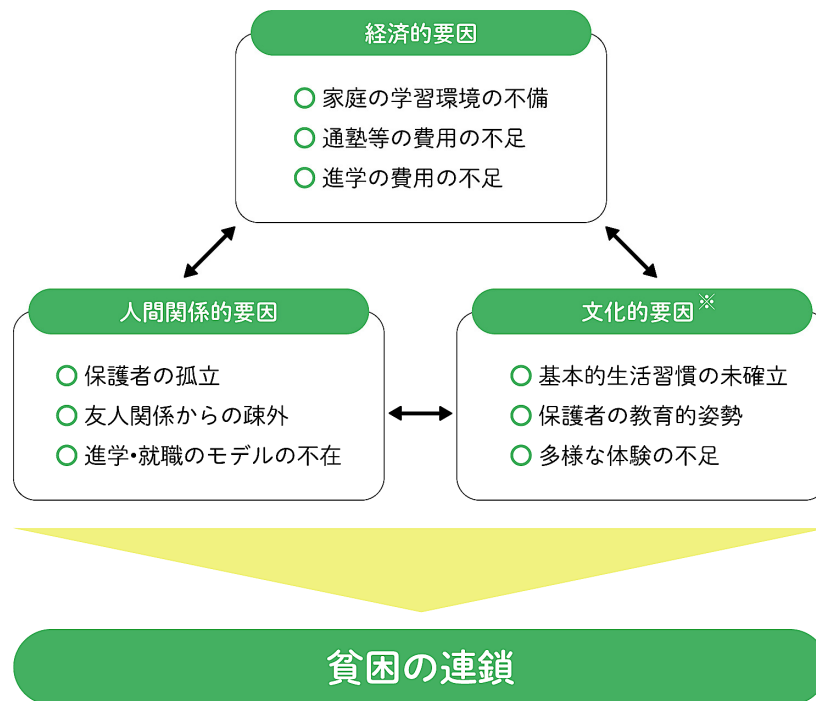
	学習・進学への支援	生活の支援	保護者への支援	経済的支援
妊娠期		■母子健康手帳交付時の保健師面談		□妊婦健康診査費用助成事業 □妊婦歯科検診
乳幼児期		□保護者の育児支援、虐待予防 □妊産婦訪問指導等 ■健やか赤ちゃん訪問事業 ■育児支援家庭訪問事業	□養育支援ネット	□幼稚園等での実費徴収に係る補足給付を行う事業 □乳幼児等・こども医療費助成制度
小学校	■教育連携事業 ■子供の居場所づくり事業 ■放課後子供教室事業			■就学奨励金
中学校	■加配教員 ■スクールソーシャルワーカー			
	□スクールカウンセラー			
高校・大学	■生活困窮世帯対象学習支援事業 ■ひとり親家庭への学習支援			□高等学校奨学金、大学奨学金などの各種奨学金の給付・貸付
全 般		□ひとり親家庭相談 □要保護児童対策協議会 □子育て家庭ショートステイ事業 □生活困窮者自立支援制度		□生活保護制度 □児童扶養手当 □母子父子寡婦福祉資金貸付金 □使用料の減免等各種減免制度 □寡婦(夫)控除のみなし適用 □児童扶養手当受給世帯に対するJR通勤定期割引証明書の交付 □母子家庭等医療費助成制度
			□シングルマザーズ・カフェ □しごとサポートウェブにしきた □母子・父子自立支援プログラム策定事業	
		□児童館・児童センター	□母子家庭等自立支援教育訓練給付金 □母子家庭等高等職業訓練促進給付金	
		□母子生活支援施設 □市営住宅支援 ■ひとり親家庭向けパンフレット		
	■コーディネート機能 ■子育てアプリ「みやハグ」 ■母子家庭等就業・自立支援センター事業			

●貧困の連鎖のメカニズム

本市で実施したアンケート等でも、学力をはじめ、基本的な生活習慣や通学・進学する意欲、あるいは、自尊感情、他者とのコミュニケーション能力、文化的体験の有無など、様々な分野において、相対的貧困世帯や生活困難世帯は、そうでない世帯に比べて数値が低い傾向が出ています。

こうした複合的な要因（経済的な要因、文化的な要因、人間関係的な要因）が相互に関連していくことで、貧困の度合いが、さらに根深く深刻なものとなっていくとともに、親から子へと引き継がれる貧困の連鎖を生み出しています。子供の貧困問題に対しては、複数の要素からなる負の連鎖を一つずつ打破していく必要があります。

図表 4-27 貧困の連鎖 イメージ図



※いわゆる文化的な体験の多寡だけではなく、家庭の生活習慣や子育て・教育に対する保護者の態度、価値観などを含む、生活文化の総体を指す表現

課題解決に向けた取組み

アンケート結果（p. 20～p. 24）から、全体と比較して相対的貧困世帯の子供は、学力、授業の理解度、家庭学習の時間、宿題の履行など教育・学びの面において負の影響を受けていることがわかってきました。そのため、本市では、子供の貧困対策において、貧困の連鎖を断ち切るための施策として、教育・学びに関する支援を優先課題として取組みます。また、相対的貧困世帯とひとり親世帯の割合は相互に過半数を占めている状況であるため、子供の貧困対策とひとり親家庭支援を併せて推進していきます。

加えて、貧困の連鎖には複合的な要因が相互に関連しているため、教育・学びに関する支援だけでなく、幅広い支援施策が必要となります。

その一つとして、保護者自身が十分なケアを受けられずに育った場合、子育てや生活設計のモデルがなく、自身の負の経験を繰り返しやすい傾向があることから、基本的な生活習慣が未確立の家庭に対して、世帯の生活全体を包括的にサポートできるような支援が必要です。

また、生活困難な世帯の保護者は種々問題を抱えながら孤立しがちであるため、保護者を孤立させないように適切な支援につなぐことで、切れ目のない支援の実現に取り組めます。

生活必需品の非所有や購入困難経験のある家庭は、相対的貧困世帯に限らないため、経済的支援を行う際には、より利用しやすい方法での実施に努めるのと併せて制度の周知を図ります。

子供の貧困対策には生活習慣そのものを支援していく必要があります。子育て、教育、福祉などの関係機関が連携して取組んでいけるよう個々のケースや支援制度の情報共有に努めます。

（１）学習・進学支援

① ひとり親家庭への学習支援

ひとり親家庭の子供が将来社会で自立した生活を営むために学習支援事業に取り組めます。また、子供や保護者に対して、必要に応じた養育相談、カウンセリングも併せて実施します。

相対的貧困世帯の子供にとって、進学や就職のモデルとなる人が周囲にいないことも貧困の連鎖の一つの要因であると指摘されています。利用する子供にとって、この支援が単なる学習の場にとどまらず、大学生などとの交流の場としてめざす将来像を描くきっかけとなることにも期待しています。

【利用者数】

平成 28 年度（実績） ー 人 ⇒ 平成 36 年度 40 人

② 生活困窮世帯対象学習支援事業の拡充

生活困窮世帯の子供が将来、社会で自立した生活を営むよう、高校進学を後押しするために
行っている学習支援事業の対象者拡大を検討します。また、ひとり親家庭への学習支援事業と
相互に利用できるようにするなど連携に努めます。

子供の自己肯定感を高めるとともに夢と希望をもって成長していけるよう育ちをサポートし
ます。

【利用者数】

平成 28 年度（実績） 27 人 ⇒ 平成 36 年度 40 人

③ 学校や地域における各種学習支援

学校や地域、行政又はそれぞれが連携して実施している教育連携事業、放課後子供教室事業、
子供の居場所づくり事業などの中で、学習スペースの提供も含む各種学習支援が行われていま
す。家庭の経済状況などに関わらず、全ての子供の学力向上や学習習慣の定着につながるよう、
さらに取組みの充実に努めるとともに、学校や地域などへも助言をするなど働きかけを行いま
す。

（2）生活の支援

① スクールソーシャルワーカーの拡充

学校だけでは対応が難しい子供の抱える諸課題に、迅速かつ適切に対応するために、スクー
ルソーシャルワーカーの配置人数を増員し、子供や保護者に対する支援を強化します。

兵庫県（政令市・中核市を除く）が平成 31 年度を目標に全中学校区にスクールソーシャルワ
ーカーを配置するとしており、その動向にも注視しながら、西宮市としての対応を検討します。

② 学校教育を受けるための支援

兵庫県では各学校の状況に応じて、学力向上や進路指導推進のため、加配教員を配置してい
ます。本市では、登校していない子供の家庭を訪問したり、学習についていけない子供に対し
て支援をするなどの様々な支援も行っています。

（3）保護者への支援

① ひとり親家庭向けパンフレットの改善

相対的貧困世帯の過半数を占めるひとり親家庭へ事業を周知するため、平成 29 年度に、既存
のパンフレットを利用者がわかりやすく使いやすいうように改善しました。今後も内容の充実に
努めるとともに、配布場所を増やすなど、より対象者の手に届きやすくします。

② 妊娠期、乳幼児期からの保護者支援

孤立しがちである生活困難な世帯の保護者を早い段階で把握し、地域の子育て情報や今ある資源（支援施策）の情報を提供するなど適切な支援につなぎ、保護者の孤立化を防ぐ取組みを行っています。

（関連事業）

- ・ 母子健康手帳の交付時における保健師の面談 （p. 56 参照）
- ・ 健やか赤ちゃん訪問事業 （p. 57 参照）
- ・ 育児支援家庭訪問事業 （p. 58 参照）

③ 周知・広報の充実

既存の支援施策があるにも関わらず、支援が必要な対象者に届いていない状況を改善するために、支援が必要な対象者に対して事業の周知・広報を行うことで、今ある資源（支援施策）に確実につなげることに取組みます。

登録された児童の生年月日、居住する地域などにより対象者を絞って情報発信ができる子育てアプリ「みやハグ」を活用し、効果的に情報を発信できる体制を整えます。

【「みやハグ」での情報提供・情報発信の回数】

平成 28 年度（実績） ー 回 ⇒ 平成 36 年度 160 回

④ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の研究

母子家庭等就業・自立支援センター事業として、すでに就業支援講習会や弁護士による法律相談を実施していますが、個々のひとり親家庭の状況、職業適性、就業経験などに応じ、適切な助言を行う就業相談や、ハローワークなどと連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供や養育費相談支援センターとの連携などについて、事業の効果的な運営方法も含めて研究していきます。

（４）経済的支援

① 就学奨励金の拡充

小中学校入学時の経済的負担を考慮し、これまで入学後の 7 月頃に支給していた入学用品分の支給を入学前に支給します。

また、事業内容の充実に向けて取組みます。

(5) 関係機関の連携

① 支援体制の拠点整備

家庭の経済状況など生まれ育った環境に左右されることなく、子供が希望を持って健全に成長できるように支援するために、行政機関と地域や民間団体等が連携した「西宮子供の生活応援ネットワーク」を形成し、子供の貧困対策を推進するための拠点とします。

② 西宮市子供の生活応援連絡調整会議などの開催

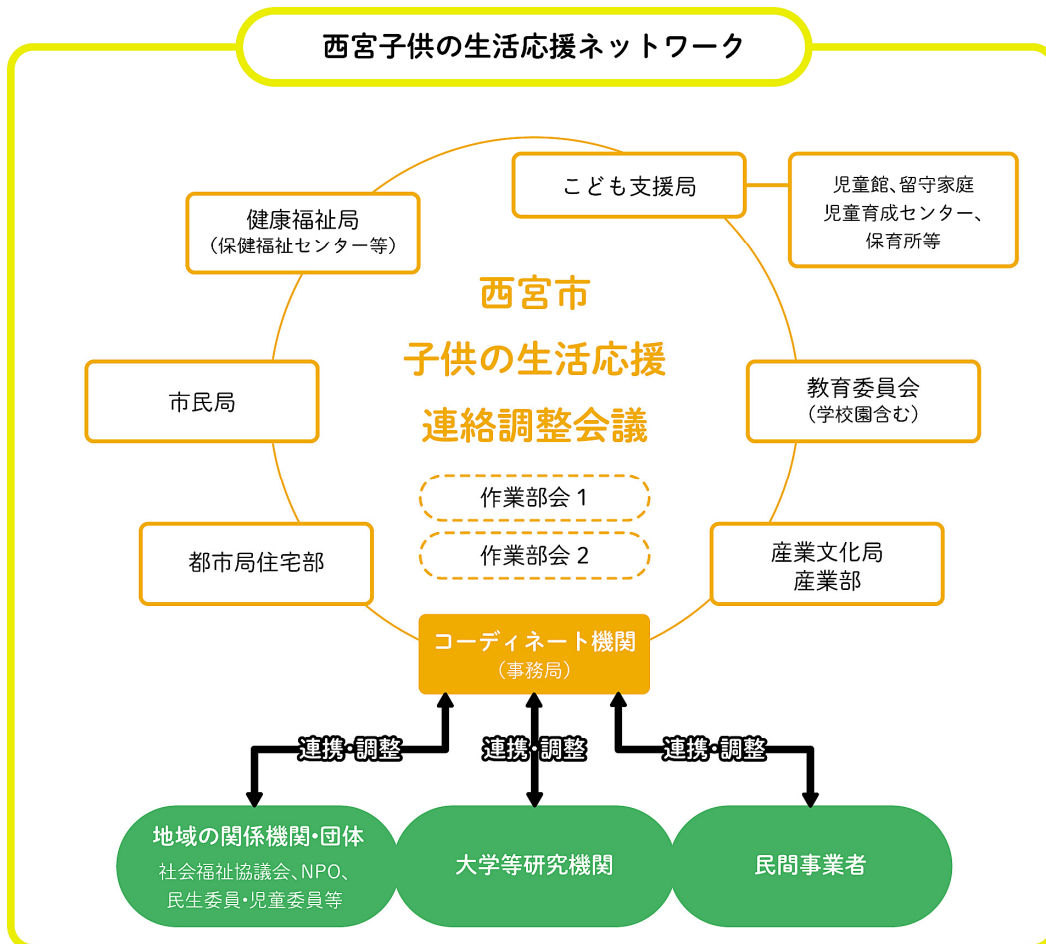
西宮子供の生活応援ネットワークの核となる、全庁的組織の「西宮市子供の生活応援連絡調整会議」を開催し、関連部局と横断的な連携や情報共有を図り、必要な施策の検討を行います。

また、個々の施策などについて検討する場合は、担当部局による作業部会を開催します。

【西宮市子供の生活応援連絡調整会議などの開催回数】

平成 28 年度（実績） 1 回 ⇒ 平成 36 年度 6 回

図表 4-28 西宮子供の生活応援ネットワーク イメージ図



③ コーディネート機能のあり方の検討

家庭の基本的な生活習慣が整っていないあるいは生活設計が十分でない、又は子供の不登校や虐待など、生活の様々な面に課題を抱える子育て家庭の背景には、保護者の病気や障害、経済的要因等が複雑に影響しています。関係機関や地域資源の個別の対応では課題解決が困難な場合に、それらをつなぎ合わせ、より効果的に支援施策を届けるコーディネート機能が求められます。

家庭児童相談員やスクールソーシャルワーカーが福祉と教育の分野において、信頼関係を築いた上での継続的な支援を行っていることから、すでに役割の一部を果たしていますが、その体制の強化や、支援者側をサポートするコーディネーターの配置、地域の関係機関・団体や民間事業者などとの情報や課題の共有など、多角的な視点でコーディネート機能のあり方について検討する必要があります。

④ 子供の貧困に関する研修会の実施

子育て家庭に直接関わる支援者を対象とし、貧困家庭を取り巻く現状や今ある資源（支援施策）量を共有することにより、今ある資源のさらなる活用を図るとともに、直接関わる支援者のスキルアップに努めます。また、関係機関への現状の周知のため、関係機関が所管する会議などに参加し説明を行います。

⑤ 西宮市要保護児童対策協議会（p. 73 参照）との連携

児童虐待が起こる背景の一つとして経済的な要因が挙げられることから、西宮市要保護児童対策協議会において子供の貧困対策における現状や課題を共有するなど、西宮子供の生活応援ネットワークと西宮市要保護児童対策協議会との連携に努めます。



7 児童虐待防止対策の充実

現状・課題

児童虐待予防の強化

児童虐待への対応に向けた体制の強化

●児童虐待に関する相談件数の増加

全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は、統計を取り始めた平成2年から増加の一途を辿っており、近年の傾向として、警察との連携強化により面前DV（児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力事案）についての通報が増えています。

本市での児童家庭相談件数は全国と同様に増加傾向にあります。被虐待者の年齢をみると、就学前の児童が約半数を占め、主たる虐待者では実母が6割以上を占めています。これは、主に養育を担う母親が大きな負担を抱えていること、特に乳幼児期に子育てに困難を抱えていることを示しています。また、心理的虐待（面前DVを含む。）が増加しており、社会的な支援を得られない状況で保護者が追い詰められているとも考えられます。

●市町村の役割の明確化

平成28年6月に児童福祉法が改正され、子供が「保護の対象」から「権利の主体」へと法の理念が大きく変わりました。この理念の基で、全ての子供が健全に育成されるよう児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、国・地方公共団体の役割・責務が明確化されました。市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行うことが求められています。

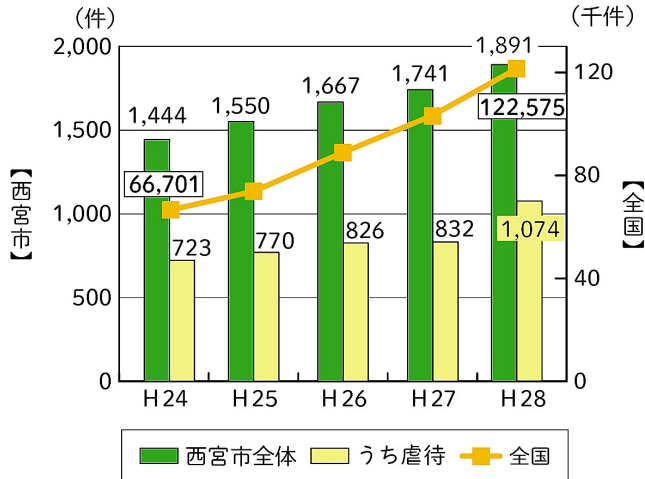
●児童虐待の発生予防と体制強化が必要

本市では、虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童※への早期対応・きめ細かな支援に資するため「西宮市要保護児童対策協議会（以下「要対協」という。）」を設置しています。要対協とは、市の関係部局と国、県の関係行政機関、医療機関等が連携を図り、児童虐待などへの対応を行う地域協議会であり、関係者からの積極的な情報提供や支援の検討等を目的に各種会議を開催しています。

今後は、児童虐待の発生予防にさらに力を入れていくとともに、相談対応した児童や家庭に対して切れ目のない支援が届くように努める必要があります。そのためにも、要対協のより効果的な運営と増え続ける相談件数に対応できる体制強化が喫緊の課題となっています。

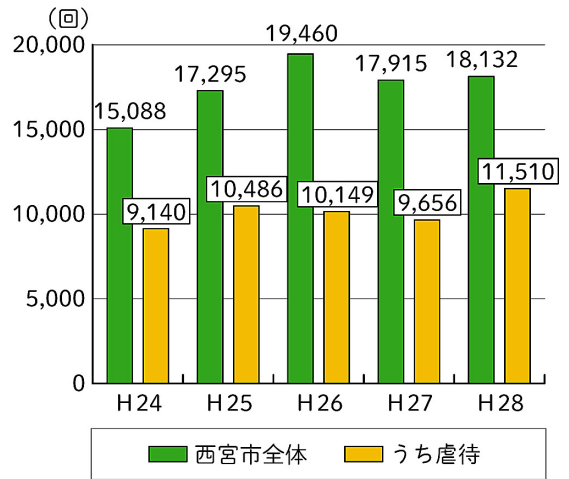
※保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であり、虐待を受けた児童に限らず、非行児童なども含まれる（児童福祉法第6条の3第8項）

図表 4-29 児童家庭相談件数の推移



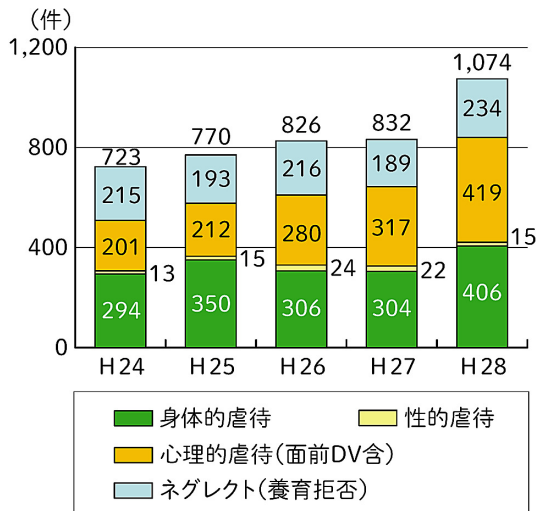
資料：「こども支援局資料」

図表 4-30 児童家庭相談回数[※]の推移



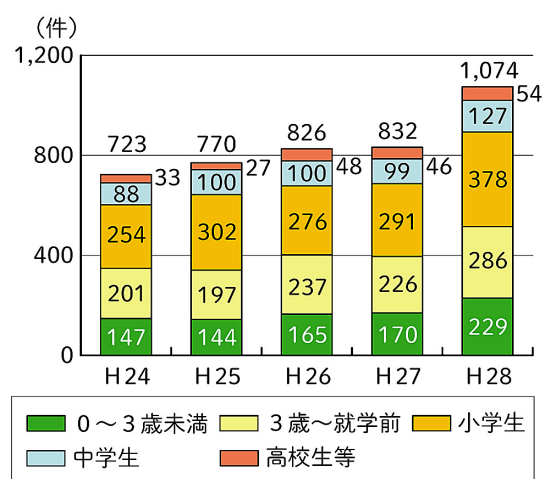
資料：「こども支援局資料」
 ※受付した相談についての対応回数

図表 4-31 虐待種別の推移



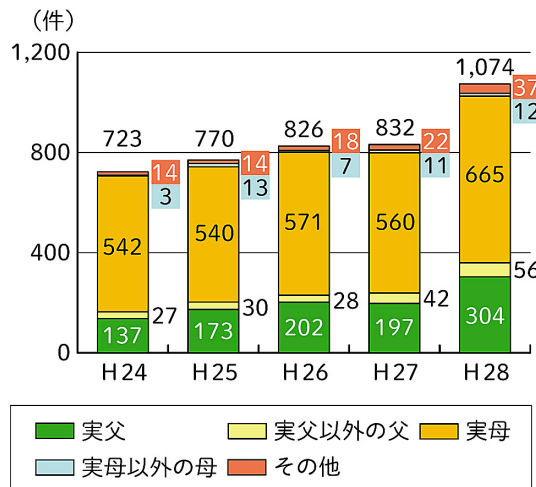
資料：「こども支援局資料」

図表 4-32 被虐待者の年齢の推移



資料：「こども支援局資料」

図表 4-33 主たる虐待者の推移



資料：「こども支援局資料」

— 課題解決に向けた取組み

本市においても児童福祉法の理念に則り、児童虐待の発生予防や支援を迅速かつ的確に行うために、「児童虐待の予防」、「児童虐待相談や支援」、「児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化」の3つの視点で対応します。

要対協のネットワークを活用して、関係機関が実施しているサービスやプログラムを要保護児童や支援が必要な家庭に届けます。特に被虐待児のうち、半数の割合を占める就学前児童、子供の健康や成長発達に影響を及ぼす可能性のある家庭など、ハイリスク家庭や虐待の疑いがある家庭に対して、支援業務を適切に行うことをめざします。

また、専門的な相談や支援を実施するために職員の研修やスキルアップを図ることに加え、継続した支援を行うとともに進行管理を徹底するために体制強化を行います。

(1) 児童虐待の予防

① 早期発見・早期支援

特定妊婦や支援が必要な家庭を早期に把握しフォローするため、母子健康手帳の交付時における保健師の面談や養育支援ネットを活用した医療機関との連携など妊娠期から早期発見・早期支援への取組みを行っています。さらに、健やか赤ちゃん訪問事業を通じて早期発見等に加え、地域とつながりを持つことで保護者の孤立化を防ぐ取組みを行っています。

こうした事業から虐待の恐れやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭に対しては、育児支援ヘルパーによる家事・育児支援や保育士による専門的助言・相談支援などを行っており、今後も妊娠期からの切れ目ない支援を推進していきます。

(関連事業)

- ・母子健康手帳の交付時における保健師の面談 (p. 56 参照)
- ・健やか赤ちゃん訪問事業 (p. 57 参照)
- ・育児支援家庭訪問事業 (p. 58 参照)

② 居住実態が把握できない児童の全件把握

居住実態が把握できない児童を含む養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に努めます。夜間訪問の導入、要対協による調査（関係機関等への調査、出入国履歴の調査など）、児童相談所や警察への通報等の対応を継続して行います。

居住実態が把握できない児童を管理する台帳の統合や一括管理を進め、業務の効率化について検討するとともに、全件把握を継続できるように努めます。

③ 特定妊婦や要支援児童等の状況把握と支援について

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うために、定期的に連絡会議を開催し、特定妊婦や要支援児童の状況把握、適切な支援を実施できるように努めます。



(2) 児童虐待相談や支援

① 児童虐待予防・対応マニュアル活用の推進

平成 28 年度に作成した「西宮市児童虐待予防・対応マニュアル」を関係機関に配布し、活用を求めています。また、マニュアルに加え作成したハンドブックも活用し、早期発見、早期対応に努めるとともに、配布に加え、各種研修の場での説明を行っていきます。

【児童虐待予防や対応に関する研修回数】

平成 28 年度（実績） 1 回 ⇒ 平成 36 年度 5 回

② 実務担当者会議の充実

児童虐待相談や支援、情報共有において漏れないように、実務担当者会議の充実を図ります。家庭状況をアセスメントし、適切に支援を継続することで、重症度を軽減することをめざします。さらに、会議の内容や管理の方法を改善するために、進行管理台帳を見直し、主担当機関、レベル（重症度）の明確化を進めることで、確実な管理に努めます。

(3) 児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化

① 相談体制の強化

家庭児童相談に的確に対応できるように、必要な職員を確保するとともに、担当職員及び組織の技能向上等の体制強化を図ります。

また、ケース対応を迅速に進めるために、学校数や保健福祉センター管轄地域に合わせて、家庭児童相談員を地区ごとに配置し、関係機関の担当者との連携に努めます。

② 子ども家庭総合支援拠点の整備

改正児童福祉法では、各市町村で子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子供などに関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないと規定されました。

本市としても児童虐待の発防止や支援を進めていくために、必要な職員の配置基準、設備について検討を行い、子ども家庭総合支援拠点の整備と適切な運営をめざします。

③ 児童相談所の設置についての調査・研究

児童虐待については、虐待への介入と予防、支援が十分機能する必要があるとあり、現在、県の児童相談所の介入型機能と市の寄り添い型機能がそれぞれの役割をもち、関係機関と連携・協力しながら対応しています。市立の児童相談所の設置は、これらの機能の役割分担の在り方を検討することに加え、専門的知識を持った人員の確保、人材育成、財政負担等の解決すべき課題もあることから、引き続き国や県、並びに中核市の設置の動向について調査・研究を行います。

8 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状・課題

子育てをしながら働き続けられる環境整備に向けた機運の醸成 父親の家事・育児参加の促進

●ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みが必要

保護者が男女問わず主体的に子育てに向き合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

本市においても、育児・介護休業制度の普及・啓発やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援・啓発などを行っていますが、市内の事業所における仕事と子育ての両立に関する取組みの実施状況や父親の育児休業の取得率は、依然として低い状況にあり、まち全体の機運の醸成に向けたさらなる取組みが必要です。

●父親の家事・育児参加の促進が必要

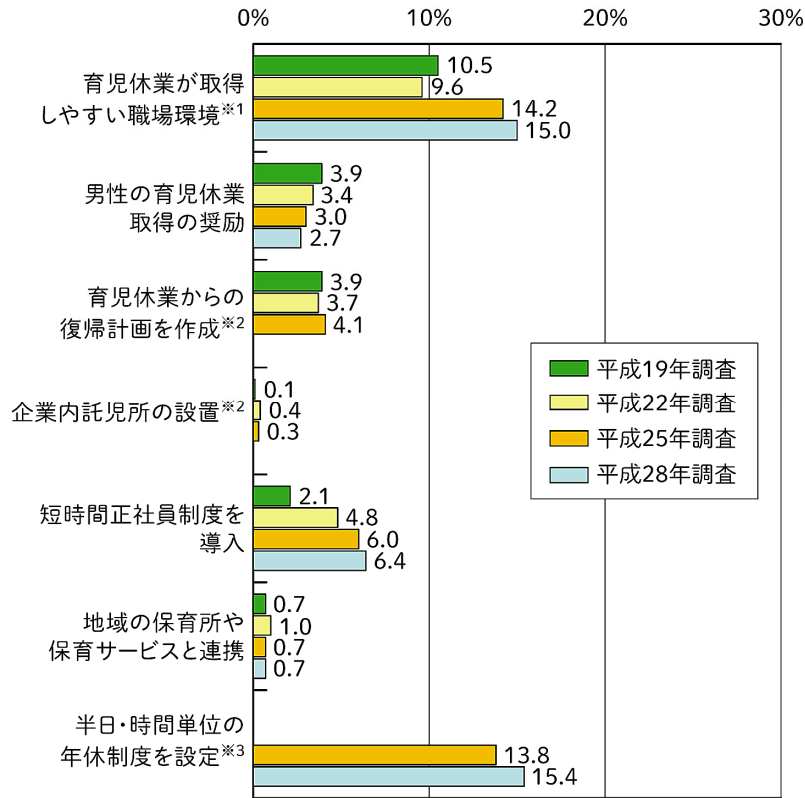
父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は以前よりは高まっているものの、依然として母親が子育ての大半を担っている現状があります。

また、アンケートにおける「子育ての不安や負担を軽減・緩和するために必要な支援」について、「配偶者・パートナーの育児参加や協力」が最も高い結果となっており、市としてもこのことに取り組んでいく必要があると考えます。

就労の有無や状況に関わらず、子育ての負担や不安が高まる中、父親の家事・育児参加を促進することは、母親の育児負担を軽減、孤立感を緩和し、健全な親子関係の構築につながることから、子供の育ちにおいても重要な施策となっています。



図表 4-34 市内事業所の仕事と子育ての両立に関する取組みの実施状況



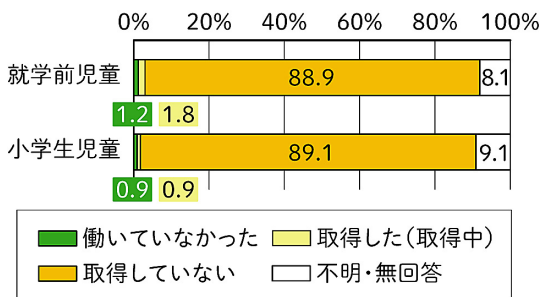
資料：「西宮市労働実態基本調査」（7/1 時点）

※ 1 平成 22 年調査以降は「育児休業・介護休業が取得しやすい職場環境」

※ 2 平成 28 年調査ではこの選択肢はなし

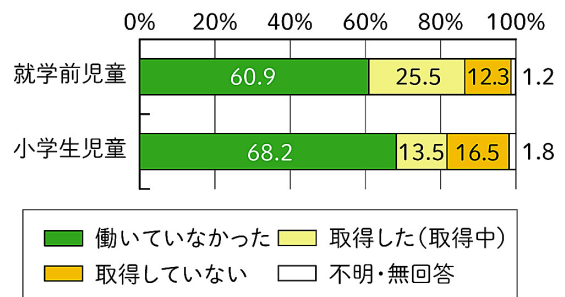
※ 3 平成 25 年調査で新設された選択肢

図表 4-35 育児休業の取得状況（父親）



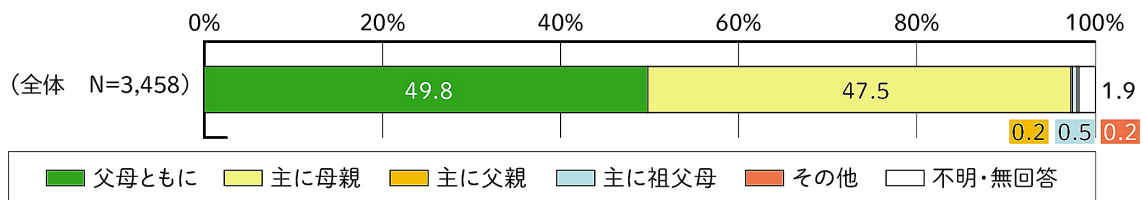
資料：「子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート（平成 25 年度）」

図表 4-36 育児休業の取得状況（母親）



資料：「子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート（平成 25 年度）」

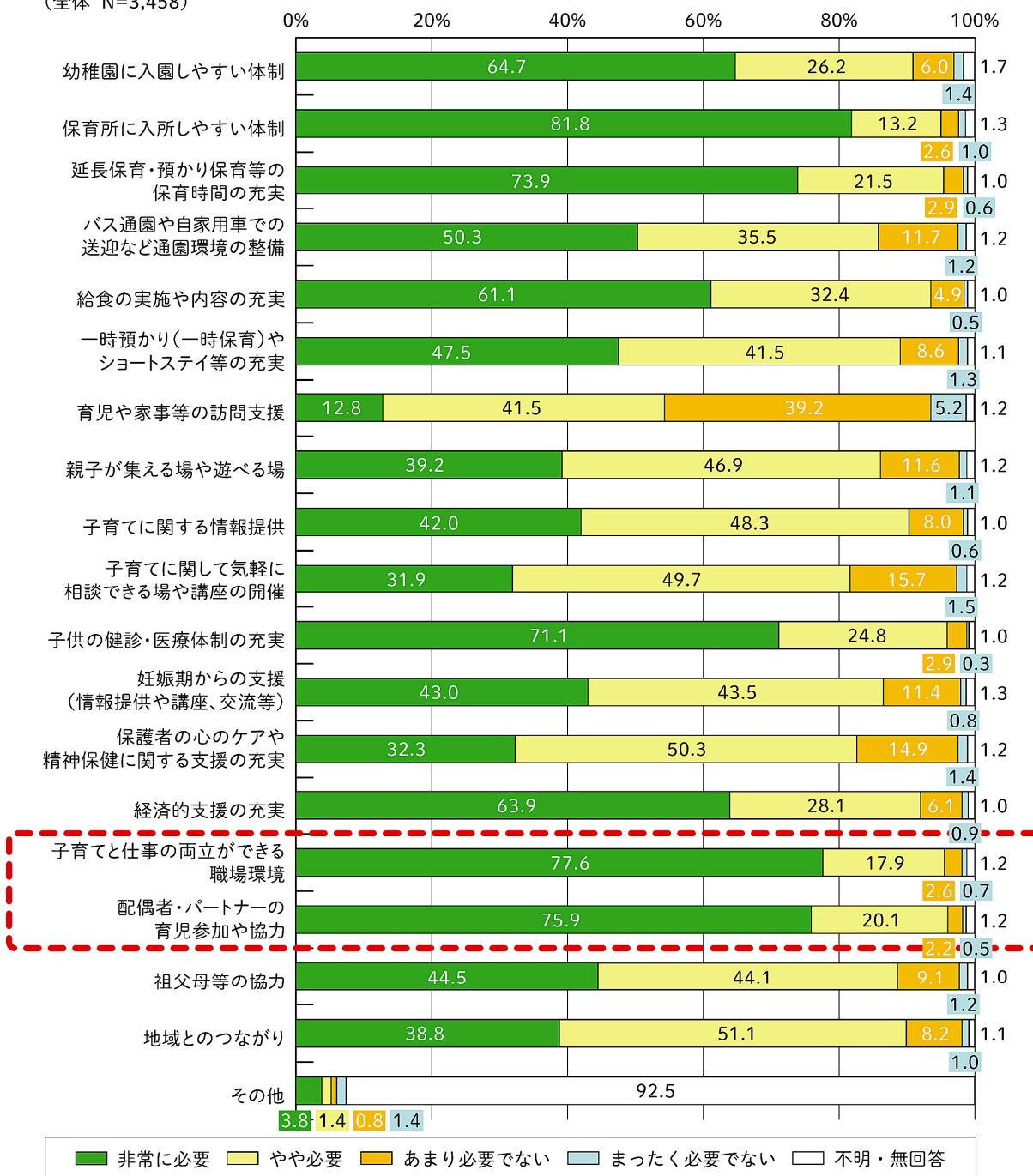
図表 4-37 主に子育て（教育を含む）を行っている人



資料：「子ども・子育て支援のためのアンケート（平成 28 年度）」

図表 4-38 子育ての不安や負担を軽減するために必要な支援（就学前の子供を持つ保護者対象）

(全体 N=3,458)



資料：「子ども・子育て支援のためのアンケート（平成 28 年度）」

課題解決に向けた取組み

市民や企業に対する啓発を進め、社会全体でワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みを進めていきます。また、特に父親の積極的な育児参加を促進するための取組みを進めていきます。

成果指標	実績値 (H28)	目標値 (H36)
父母共に子育て（教育を含む）をしている家庭の割合	49.8%	55.0%

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた広報、啓発活動

① ワーク・ライフ・バランス実践企業の把握・顕彰

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、先進事例を紹介することによって各企業に取組みのヒントを提供するとともに、実践企業を顕彰し企業の評価を高めることで取組みへのインセンティブとするため、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」の宣言企業や、「ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰」の表彰企業の周知・情報提供に努めます。

② 事業者に対する情報提供と啓発

広報紙「労政にしのみや」を通じて、職場環境の整備を促進するための助成金などに関する情報や関係法令等の情報、男女共同参画センターでの講座の案内など、啓発に向けた取組みを進めます。

(2) 父親の家事・育児参加の促進

① 父子手帳の活用

本市では、妊娠届提出の際に、母子健康手帳と併せて、父親の育児参加を促進するための育児に役立つ情報を掲載した冊子「父子手帳」を交付しています。子供が生まれる家庭に個別配付できることから、父子手帳をきっかけに夫婦で家事・育児の分担などについて考える機会になるよう啓発に努めます。今後は、母子健康手帳と同様に、父親が子供の成長に合わせて自身の子育てを振り返る機会になるよう内容の見直しを図っていきます。

② 父親対象事業の拡充

子育て総合センターのパパDAYや幼稚園や保育所などにおける父親参加型の行事など、様々な場所で父親を対象とした事業が行われていますが、母親対象事業と比較して父親同士が集い、子育ての話ができる機会は非常に限られています。

現在、本市と関西学院大学が共同研究開発し、父親としての子育てに関する情報が得られる場、また、父親同士の交流の場として利用者参加型の講座「パパトーク・プログラム」を関西学院子どもセンターで実施しています。今後は、パパトーク・プログラム実施場所を拡充していくなど、より多くの父親同士の輪が広がるよう支援していきます。